法科大学院認証評価

自　己　評　価　書

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

平成２１年６月

筑　波　大　学

目　　次

Ⅰ　対象法科大学院の現況及び特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅲ　章ごとの自己評価
第１章　教育目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第２章　教育内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
第３章　教育方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第４章　成績評価及び修了認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第５章　教育内容等の改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第６章　入学者選抜等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第７章　学生の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第８章　教員組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第９章　管理運営等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第10章　施設，設備及び図書館等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

Ⅰ　対象法科大学院の現況及び特徴

１　現況

（１）法科大学院（研究科・専攻）名
　　筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
（２）所在地　　東京都千代田区
（３）学生数及び教員数（平成 21 年５月１日現在）
　　学生数　　129 名
　　教員数　　17 名（うち実務家教員６名）

２　特徴

本学は、全国の大学に先駆けて、平成２年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成 17 年４月に、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院（以下、「夜間社会人法科大学院」とする。）を設置した。

本学におけるこれまでの社会人教育の経験から、情報化が進展し法に基礎をおく透明なルールの支配する社会へ移行しつつある今日、多くの社会人、特に企業法務担当者、弁理士・公認会計士や税理士などのほか、官庁において政策立案に当たる公務員などの実務経験者が、法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。また、雇用の流動化が進みつつある中で、社会人が働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろうと見込まれる社会人は、今後ますます増加することが予想される。このように社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと推測される。

そこで、本学においては、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えたいと考えている。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることが我々の責務であると考える。

そのため、法律学全般についての質の高い教育を行うことを基本とし、その上に企業法学専攻の協力を得てカリキュラムに特色を持たせ、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指すものである。

Ⅱ　目的

（１）教育上の目的

本学法科大学院は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を与えることによって、多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とする。

教育目的は次の通りである。

① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成

② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成

③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成

④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

（２）養成する法曹像

「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成する。具体的には、主として以下の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図る。

① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成

② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成

③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成

④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹としての養成

Ⅲ　章ごとの自己評価

第１章　教育目的

１　基準ごとの分析

１－１　教育目的

基準１－１－１
各法科大学院においては，その創意をもって，将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され，その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準１－１－１に係る状況）

本学法科大学院は、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」（※）という司法制度改革の理念の下、夜間大学院における社会人法学教育の実施を目的として開設された。有職社会人の通学可能性を担保するため、開講時間帯の中心を平日夜間とするなど、カリキュラム上も種々の工夫を凝らしている。

また、上記の基本目的を具体化するため、本学法科大学院においては、具体的な教育目的を以下の４点に集約し、これらを公式ウェブサイト上で公開している。(※)《資料１『筑波大学法科大学院ウェブサイト「基本理念」』参照》

① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

※筑波大学法科大学院公式ウェブサイト・「基本理念(3)」の項目
URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/gaiyo/kihon.html を参照。

上記４点の具体的な教育目的を遂行するため、本学法科大学院では、開講科目を、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の４群に大別し、さらに以下のように細分化して各学年に適切に配当することによって、社会人学生が限られた時間を最大限に活用して、その学習進度に応じて効果的かつ効率的に学習できるように配慮している。そして、これら４群の開講科目は、学習進度に対応して重層的に配置され、法律基本科目で得た知識を実務基礎科目において別の角度から再確認するなど、多面的・多角的な学習の機会を提供できるよう工夫されている。それにより、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう、教育課程が編成されている。また、教育方法についても、双方向・多方向における授業を可能な限り導入し、少人数教育を実施することによって、知識の詰め込みに偏することなく、優れた法曹の養成を目標として教育が実施されている。これらの開講科目の具体的分類については、公式ウェブサイト上で公開し

ている(※)。これら開講授業科目の一覧は、別紙のとおりである。《資料２『筑波大学法科大学院ウェブサイト「開講科目」』、別添資料１『別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」』参照》(※※)

①法律基本科目群・・・＜実定法基礎科目＞＜実定法発展科目＞
②法律実務基礎科目群・・・＜法務基礎科目＞＜法務展開科目＞
③基礎法学・隣接科目群
④展開・先端科目群

※筑波大学法科大学院公式ウェブサイト・「開講科目」の項目 URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/kyouiku/kamoku.html ※※開講授業科目一覧

さらに、本学法科大学院では、進級要件及び到達度確認制度（GPA）を明確化し、これを厳格に運用することとして、修了要件単位数とともに、公式ウェブサイト上でこれら要件を公開し、上記の教育目的の実現に努めている（※)。厳格な成績評価及び修了認定を確保するために、各科目の成績分布の状況について「成績分布表」を作成し、これを事務室において学生の自由な閲覧に供する方法で公表している。併せて、各科目の成績評価について、当該評価が如何になされたかを学生が照会できる制度等を保障している。《資料３『筑波大学法科大学院ウェブサイト「カリキュラム」(抜粋)』参照》

※筑波大学法科大学院公式ウェブサイト・「カリキュラム」の項目 URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/kyouiku/cari.html を参照。

資料１　　筑波大学法科大学院ウェブサイト「基本理念」

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

概要
Outline

基本理念
専攻長の挨拶
沿革・特色
アクセス
施設・設備

概要
教育内容
教員紹介
入学料等・奨学金
入学者選考
学内者
修了生
図書室
併設法律事務所
FAQ
その他

基本理念

(1)夜間社会人法科大学院

筑波大学では、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科(現ビジネス科学研究科)に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきました。

筑波大学法科大学院(設置者:国立大学法人筑波大学)は、この経験を踏まえて、新たに平成17年4月、ビジネス科学研究科内に、法科大学院としての運営の独立性を確保した法曹専攻(筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻(専門職学位課程))として設置されたものであり、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院(「夜間社会人法科大学院」)であるという点に、最大の特色を持ちます。

本学が、法科大学院を設置した主眼は、本学における、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を活かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えることにあり、すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることこそが、我々の責務であると考えます。

そのため、本学法科大学院では、法律学全般について質の高い教育を行うことを基本とし、その上に企業法学専攻の協力を得てカリキュラムに特色を持たせ、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指しています。

(2)教育上の理念

本学法科大学院は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を与えることによって、多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とします。

(3)教育目的

① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

(4)養成する法曹像

「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成します。

具体的には、主として以下の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図ります。

① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成
② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成
③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成
④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹の養成

Get Adobe Reader　PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。お持ちでない方はAdobe社のサイトよりダウンロードのうえご利用ください。

ページを印刷する時は印刷設定で「A4横」にしてください。

2006 (C) 筑波大学 法科大学院 (University of Tsukuba Law School)

資料２　　筑波大学法科大学院ウェブサイト「開講科目」

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

教育内容
Education contents

教育理念
開講科目
カリキュラム
支援体制
学生の声

開講科目

平成21年度の授業科目等については、以下をご覧ください。

1. 開設授業科目（平成20年度以降入学生用）
2. 履修方法等（平成20年度以降入学生用）
3. 開設授業科目（平成19年度以前入学生用）
4. 履修方法等（平成19年度以前入学生用）
5. 年間時間割
6. 授業科目の概要

概要
教育内容
教員紹介
入学料等・奨学金
入学者選考
学内者
修了生
図書室
併設法律事務所
FAQ
その他

Get Adobe Reader
PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。
お持ちでない方はAdobe社のサイトよりダウンロードのうえご利用ください。
ページを印刷する時は印刷設定で「A4横」にしてください。

2006 (C) 筑波大学 法科大学院 (University of Tsukuba Law School)

資料３　　筑波大学法科大学院ウェブサイト「カリキュラム」

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

教育内容
Education contents

教育理念
開講科目
カリキュラム
支援体制
学生の声

概要
教育内容
教員紹介
入学料等・奨学金
入学者選考
学内者
修了生
図書室
併設法律事務所
FAQ
その他

カリキュラム

修了単位

修了単位　95単位
　平成19年度以前入学生用の詳細はこちら[PDF]です。
　平成20年度以降入学生用は詳細はこちら[PDF]です。

モデル・カリキュラム

1学期モデル・カリキュラム[PDF]
2学期モデル・カリキュラム[PDF]
3学期モデル・カリキュラム[PDF]

学年暦カレンダー

21年度学年暦カレンダーはこちら[PDF]です。

修業年限

3年で修了することを原則とします。

法学既修者認定試験
　平成22年度入学者より当分の間実施しません。

長期履修制度
　勤務等の都合により、標準修業年限の3年間では、修了が困難と見込まれる場合には、学生の申請に基づき大学が選考のうえ、4年の長期履修が認められます。詳しくは、入学手続書類に同封する案内を参照してください。

学期

3学期制（授業期間：4月～7月、8月～11月、12月～3月）
※この他に集中講義も行います

授業時間

火～金曜日（18:20～21:00）は1日2時限
土曜日（10:20～13:00、13:45～17:50）は5時限
1時限は75分の授業時間となります。

期末試験受験資格

期末試験の受験資格及びレポート提出資格として、当該科目の授業回数のうち、80%以上の出席が必要となります。
なお、授業回数の分母は、75分の授業単位（1コマ単位）で計算します。

進級要件及び到達度確認制度（GPA）

以下の進級要件及び到達度確認制度（GPA）を両方満たさない場合には進級することができません。
（1）進級要件〔《　》内は修業年限4年（長期履修制度）の場合〕を満たすこと。（なお、単位数は平成21年度以降入学者用です。）
　1年次：必修科目33単位中21《17》単位以上取得
　2年次：必修科目24単位中15《11》単位以上取得

（2）到達度確認制度（GPA）
　各年次における履修登録単位について、A+評価につき4点、A評価につき3点、B評価につき2点、C評価につき1点とし、1単位当たりの平均成績値1．50を満たすこと。

修了要件単位数（平成21年度以降入学者用）

修了要件単位数　95単位（必修科目72単位、選択必修科目21単位、選択科目2単位）

Get Adobe Reader　PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。
お持ちでない方はAdobe社のサイトよりダウンロードのうえご利用ください。
ページを印刷する時は印刷設定で「A4横」にしてください。

2006 (C) 筑波大学 法科大学院 (University of Tsukuba Law School)

基準１－１－２
各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準１－１－１に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

（基準１－１－２に係る状況）

本学法科大学院では、基準１－１－１で示したように、以下の教育目的を明確化してこれを公式ウェブサイト上で公開することにより、適切な教育が実施されるよう努めている。

① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

本学法科大学院において養成しようとするのは、社会人として獲得した知識・経験・技能を法曹実務の中に活用し、豊かな人間性と感性と高い倫理観を備え、専門知識を具体的な紛争解決に応用する能力と新たな問題を柔軟に解決できる能力を備え、先端的法分野について十分に理解し社会の発展に貢献できる法曹である。このような法曹像は上記の教育目的に明示されている。

さらに、上記の教育目的を実現するため、以下のような教育理念を提示し、これらについても公式ウェブサイト上で公開している。さらに、学生による効果的な学習を支援するため、各学期におけるモデル・カリキュラムを作成し、これらについても公式ウェブサイト上で公開している。（※）《資料２『筑波大学法科大学院ウェブサイト「開講科目」』（本評価書 P6)、資料４『筑波大学法科大学院ウェブサイト「教育理念」』参照》

①教育内容および科目の目的に応じた少人数教育
②理論教育と実務教育との架橋
③総合科目の充実
④多彩な展開・先端科目
⑤自主的学習の支援
⑥単位取得要件と進級要件の工夫
⑦併設法律事務所でのリーガルクリニック

※筑波大学法科大学院公式ウェブサイト・「教育理念」の項目
URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/kyouiku/rinen.html を参照。

これらの教育理念は、以下のように具体化されている。

①教育内容および科目の目的に応じた少人数教育については、講義形式の授業においても双方向の授業の重要性については十分な配慮を行い、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行っている。
②理論教育と実務教育との架橋については、法学の基礎を理解するために、多くの実定法科目を用意し、応用力を養うため、理論と実務を架橋する、「法曹倫理」、

「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」などの実務的科目の充実を図っている。

③総合科目の充実については、現実の紛争に対する解決能力を養うため、公法領域、民事法領域、刑事法領域のそれぞれについて、実体法と手続法の総合科目や、伝統的な科目の壁を越えた総合科目などの充実を図っている。

④多彩な展開・先端科目については、先端的・応用的法分野についての専門知識を習得するため、「信託法」、「経済法」、「知的財産法」などの、多彩な展開・先端科目を用意している。

⑤学習上の時間的制約の強い有職社会人に配慮し、自主的な学習を支援するため、図書室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセスなどを整備している。

⑥単位取得要件と進級要件の工夫については、プロセスとしての教育を保証し、双方向性を確保するため、原則として８割以上の出席が期末試験受験の要件となること、必要な単位を取得しても、GPA が一定の水準に達していない場合には、進級することができないことを明示している。

⑦併設法律事務所でのリーガルクリニックについては、本学法科大学院に併設される法律事務所において、現実のクライアントと接しながら実践的法学教育を実施している。

本学法科大学院における学生の在籍並びに進級状況の概要は下記のとおりである。専攻会議、FD 委員会および教務委員会において、成績評価と修了認定のあり方について十分な議論を行っている結果、成績評価・修了認定は厳格に実施されている。そのため、実際に進級要件を充足せずに留年する者が発生している。成績評価・修了認定が厳格に実施されていることが、学力水準の維持につながっている。《資料３『筑波大学法科大学院ウェブサイト「カリキュラム」』参照》

また、有職社会人学生を対象とする本学法科大学院の特性上、業務の都合でやむなく休学する者が多く、これが留年者の大半を占めている。この点を勘案する限り、学生の在籍並びに進級状況はおおむね妥当な範囲にある。

① 平成 17 年度　１年次 40 名・・・２年次への進級者 32 名（留年者７名）
（退学者１名）

② 平成 18 年度　１年次 47 名・・・２年次への進級者 41 名（留年者６名）
２年次 32 名・・・３年次への進級者 32 名

③ 平成 19 年度　１年次 49 名・・・２年次への進級者 40 名（留年者９名）
２年次 41 名・・・３年次への進級者 37 名（留年者３名）
（退学者１名）
３年次 32 名・・・修了者 31 名（留年者１名）

④ 平成 20 年度　１年次 49 名・・・２年次への進級者 41 名（留年者６名）
（退学者４名）
＊進級者と退学者のダブルカウント２名
２年次 43 名・・・３年次への進級者 41 名（留年者１名）
（退学者１名）
３年次 38 名・・・修了者 36 名（留年者２名）

平成 20 年度には、本学法科大学院最初の修了者 31 名の内 26 名が新司法試験を受験した。結果は、短答式合格者 15 名、最終合格者５名であった。対受験者数における最終合格率が約 19%にとどまり、平均合格率である約 33%に及ばなかった点を踏まえると、有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組みを含めて、教育支援体制のさらなる充実の必要性という課題を残したといえる。しかし、他方において、本学法科大学院における最終合格者５名全員が受験時点において有職社会人であったこと、及び、合格者のうち３名は法学部以外の出身者であったことは、有職社会人に法曹への道を開くべく夜間法科大学院として開設した本学法科大学院の教育目的が、一定程度達成できたものと考える。また、最終合格者５名の GPA はいずれも専攻の上位に位置しており、学内の成績評価と新司法試験の結果との間に有意な相関性がみられたことも、本学法科大学院の教育目的の達成度を裏付けることになったといえる。

資料４　　筑波大学法科大学院ウェブサイト「教育理念」

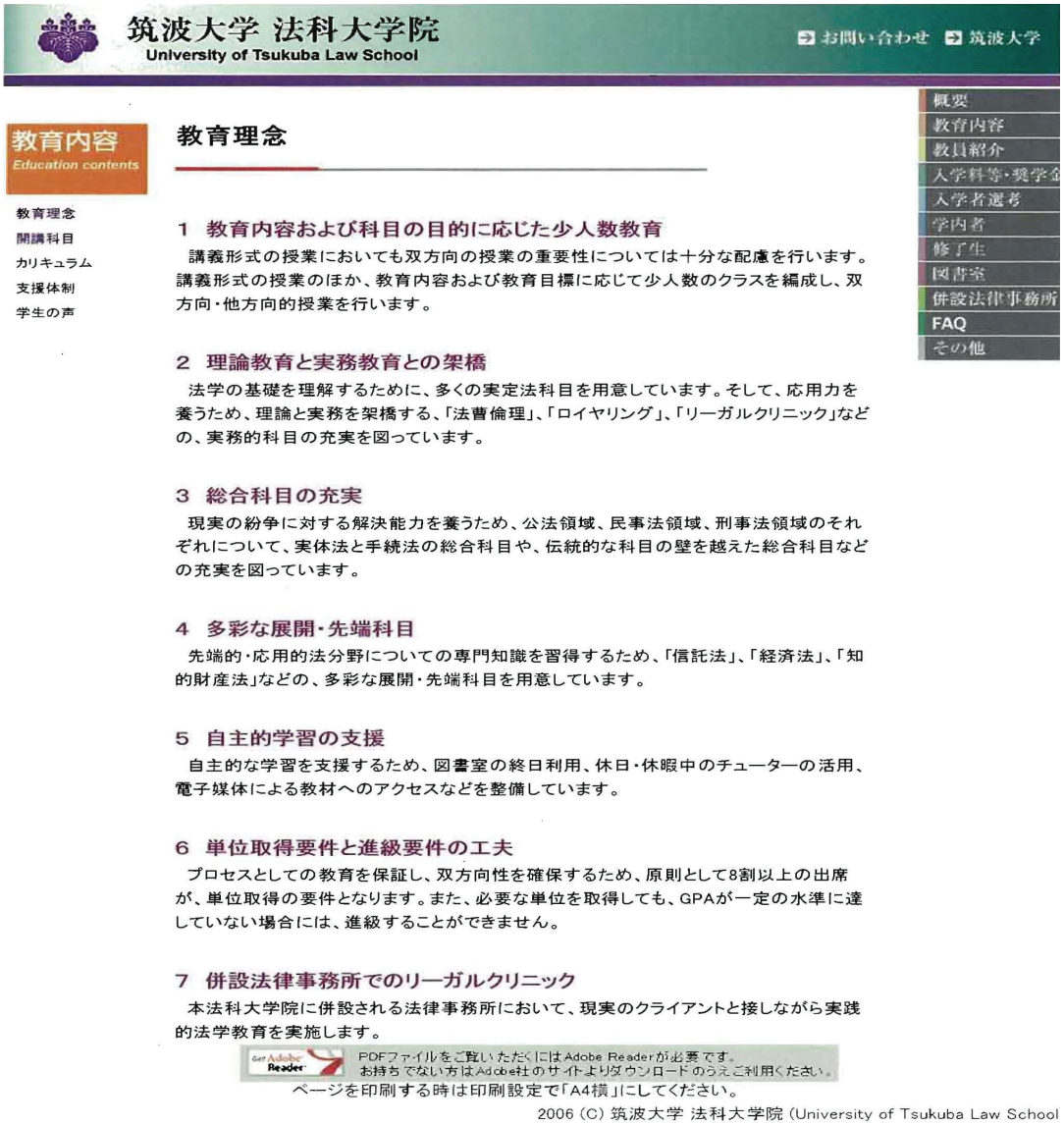

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

教育内容
Education contents

教育理念
開講科目
カリキュラム
支援体制
学生の声

概要
教育内容
教員紹介
入学料等・奨学金
入学者選考
学内者
修了生
図書室
併設法律事務所
FAQ
その他

教育理念

1　教育内容および科目の目的に応じた少人数教育

講義形式の授業においても双方向の授業の重要性については十分な配慮を行います。講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて少人数のクラスを編成し、双方向・他方向的授業を行います。

2　理論教育と実務教育との架橋

法学の基礎を理解するために、多くの実定法科目を用意しています。そして、応用力を養うため、理論と実務を架橋する、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」などの、実務的科目の充実を図っています。

3　総合科目の充実

現実の紛争に対する解決能力を養うため、公法領域、民事法領域、刑事法領域のそれぞれについて、実体法と手続法の総合科目や、伝統的な科目の壁を越えた総合科目などの充実を図っています。

4　多彩な展開・先端科目

先端的・応用的法分野についての専門知識を習得するため、「信託法」、「経済法」、「知的財産法」などの、多彩な展開・先端科目を用意しています。

5　自主的学習の支援

自主的な学習を支援するため、図書室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセスなどを整備しています。

6　単位取得要件と進級要件の工夫

プロセスとしての教育を保証し、双方向性を確保するため、原則として8割以上の出席が、単位取得の要件となります。また、必要な単位を取得しても、GPAが一定の水準に達していない場合には、進級することができません。

7　併設法律事務所でのリーガルクリニック

本法科大学院に併設される法律事務所において、現実のクライアントと接しながら実践的法学教育を実施します。

Get Adobe Reader　PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。
お持ちでない方はAdobe社のサイトよりダウンロードのうえご利用ください。

ページを印刷する時は印刷設定で「A4横」にしてください。

2006 (C) 筑波大学 法科大学院 (University of Tsukuba Law School

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・ 社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとの司法制度改革の理念を忠実に実現するべく、有職社会人が通学可能な夜間大学院として開設し、開講時間帯の中心を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム上の工夫を凝らしている。
・ 理論教育と実務教育との架橋を目指し、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」などの実務的科目の充実を図っているほか、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行うなど、実務法曹養成を強く意識した教育を行っている。
・ 学習上の時間的制約の強い有職社会人への対応策として、図書室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセス整備等、強力な自主学習支援を行っている。

改善を要する点

・ 有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組みを含めて、教育支援体制のさらなる充実の必要がある。

第２章　教育内容

１　基準ごとの分析

２－１　教育内容

基準２－１－１
教育課程が，理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ，法曹としての実務に必要な専門的な法知識，思考力，分析力，表現力等を修得させるとともに，豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準２－１－１に係る状況）
本学法科大学院は、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院における法曹養成の基本理念を最大限に具現化すべく、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に対して、夜間課程における高度専門職業教育の場を提供することによって、多種多様な人材を法曹界へと導くことを最大の使命として設立されている。こうした本学法科大学院が、想定する主要な学生層は、本学法科大学院入学以前に法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった、いわゆる未修の有職社会人である。このため本学法科大学院は、本学における学部教育とは、その教育課程はもとより、組織上も完全に独立している。したがって、学部との一貫教育や合同授業、学部授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法科大学院教育の完結性を損なう措置は一切行っていない。本学法科大学院では、限られた時間内において法学の体系的知識を獲得するため、特に体系的知識の要求される法律基本科目群について、大別して三段階の講義体系を採用し、体系的･反復的学習を実施することによって、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを実現している。まず、この第一段階として、１年生を対象に「憲法Ｉ〔人権〕」「民法Ｉ〔総則・物権総論〕」等 14 の実定法基礎科目を必修科目として配置している。ここでは、主に理論的教育の視点から、研究者教員が講義を担当し、実定法の各科目に関する基礎的･基盤的知識の修得を図っている。次に第二段階として、２年生を対象に「民事法総合Ｉ〔民法中心〕」「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」等４つの総合科目を配置している。ここでは第一段階で学んだ各実定法科目の理論的課題について、より深く学ぶことを目的とする。最後に第三段階として、３年生を対象に「民事法総合演習Ｉ〔民商法中心〕」「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」等、４つの総合演習科目を配置している。ここでは、各実定法領域における複合的な問題を実務的観点をも踏まえて、体系的かつ具体的に学習し、これまでの学習の総まとめを行うことによって、段階的学習の完結を図ることを目的としている。
なお、第二及び第三段階では、主として演習形式の講義を実施するとともに、事例問題に関する起案作業等を行うなどして､法曹としての実務に必要な思考力､分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の講義体系によって、学生は同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことができ、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることが可能となっている。なお、本学法科大学院では、こうした段階的かつ完結的な教育課程を全ての入学者に対して確保するために、標準修業年限を原則３年とし、コースとしての法学既修者枠は設けていない。

また本学法科大学院では、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まず教育の内容面では、第１に、現実の紛争に対する解決能力の涵養を目指し、実体法と手続法の連携や、伝統的な実定法科目の領域を超えた総合的かつ体系的な法の理解を可能とするため、総合科目等の充実を図っている。加えて、実定法解釈の基礎を探求する「法哲学」、「法史学」等や、法律学と関連した社会科学に対する広い視野と知見を涵養する「立法学」、「刑事政策」等の基礎法学・隣接科目の充実を図り、理論に裏付けられた実務を担える能力の開発に努めている。また、「情報法」、「IT 法制」等社会の多様な新たな法的ニーズや応用的先端的な法領域に対して、関連する実定法に対する基礎的理論を踏まえた上で、実務法曹として適切な対応ができる能力を涵養するために、多種多様な領域に渉る 34 科目の展開・先端科目を配置している。

第２に、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」「要件事実論・事実認定論」「ロイヤリングⅠ」「リーガルクリニック」等の法務展開科目といった多様な実務系科目を置き、既述の法律基本科目群等により得た理論的・体系的法知識を、実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。加えて教育の方法面でも、総合科目において、実務家教員と研究者教員とが協力しながら１つの講義を担当している。【解釈指針２－１－１－１】

さらに本学法科大学院では、豊かな人間性と感性を備え、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重点を置いている。まず「法曹倫理Ⅰ」「法曹倫理Ⅱ」をともに必修科目にするとともに、前者を弁護士、後者を裁判官・検察官が担当することによって、法曹三者それぞれの視点から法曹倫理を学ばせる。また、現実の事件処理の実地見聞を通じて、法曹倫理で学んだ法曹としての職業倫理を学生に体得させることを可能とする「リーガルクリニック」を重視し、その実施を円滑にするために、学内に併設法律事務所を開設している。《資料３『筑波大学法科大学院ウェブサイト「カリキュラム」』（本評価書 P7)、別添資料１『別紙２（別紙様式１）「開講授業科目一覧」』参照》

基準２－１－２
次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。
（１）法律基本科目
（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
（２）法律実務基礎科目
（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
（３）基礎法学・隣接科目
（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
（４）展開・先端科目
（応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。）

（基準２－１－２に係る状況）
本学法科大学院では、法科大学院の理念に基づき、プロセスとしての法曹養成にふさわしい履修を確保するため、以下の授業科目を開設している。《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」、別添資料 10「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」、別添資料 11「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」参照》

（１）法律基本科目（65 単位）
憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目として、公法系科目 11 科目 18 単位、民事系科目 15 科目 34 単位、刑事系科目６科目 13 単位を配し､将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を充分に保障できる科目数及び単位数を確保している。【解釈指針２－１－２－１】

（２）法律実務基礎科目（16 単位）
法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野については、法務基礎科目として、「法情報処理」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」（以上、各１単位）を、応用的な法務展開科目として「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」（以上、各２単位)、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟法実務の基礎Ⅱ」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」（以上、各１単位）を配している。法情報処理を除き、全て法曹実務経験を有する教員が担当するとともに、これら担当教員の多くが関連する法律基本科目の教育にも関与することにより、各科目間の連携を確保するよう努めている。加えて、法務基礎科目の全てと法務展開科目の一部を必修科目とすることにより、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容を保障している。【解釈指針２－１－２－２】

（３）基礎法学・隣接科目（７単位）
基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野については、「法哲学」、「英米法」、「EU 法」、「法史学」、「公共政策」、「立法学」、「刑事政策」の７科目を配している（各１単位)。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての知見を深める内容を有する科目であり、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。【解釈指針２－１

－２－３】

（４）展開・先端科目（49 単位）

応用的先端的な法領域に関する科目及び法律基本科目以外の実定法科目については、「信託法」、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「国際私法」、「経済法」、「租税法」、「労働法」、「交通賠償法」、「情報法」、「環境法」、「金融法［金融監督法・金融取引法］」、（以上、各２単位）、「地方自治」、「企業組織再編法」、「企業承継法」、「金融商品取引法」、「消費者法」、「国際民事訴訟法」、「経済刑法」、「経済犯罪と捜査」、「知的財産法演習Ⅰ」、「知的財産法演習Ⅱ」、「IT 法制」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「外国人と人権」、「国際金融法」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」、「サイバースペースと法」、「法と医療」（以上、各１単位）を配している。これらの科目は、わが国の多様な新たな法的ニーズに対応するとともに（「情報法」、「IT 法制」等）、応用的な法領域（「信託法」、「医療・介護保険法等」）について基礎的理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことにより、実務との融合を図ることを目的としている。特に、有職社会人を主たる対象とする本学法科大学院では、学生に高いニーズのある企業法務に関連する応用的・実務的法務に関連する分野、すなわち、知的財産法分野と国際取引法分野に重心を置いた科目構成を採用している。

なお、新司法試験の選択科目のうち、国際関係法（公法系）に関する科目について、現在のところ「国際経済法」があるのみで、「国際公法」及び「国際人権法」に関する科目を開設していないため、将来の開設に向けて検討を進めている。併せて、選択科目間の開講数のバランスについて見直しを行っている。【解釈指針２－1－２－４】

以上のように、本学法科大学院では、法科大学院の理念を踏まえた授業科目の開設を行っており、内容的に法律基本科目に相当する授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開講されていることはない。【解釈指針２－１－２－５】

基準２－１－３
　基準２－１－２の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに，学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また，法科大学院の目的に照らして，必修科目，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準２－１－３に係る状況）《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」、別添資料９「筑波大学大学院学則」、別添資料 10「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」、別添資料 11「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」参照》

法律基本科目については、公法系科目 16 単位、民事系科目 33 単位、刑事系科目 12 単位を必修科目として開設している。【解釈指針２－1－３－１】

法律実務基礎科目については、法曹倫理に関する科目を２科目２単位、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎に関する科目を２科目４単位、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関する科目を１科目２単位、それぞれ必修科目として開設している。さらに、法曹倫理については、弁護士の立場からの職業倫理を説く「法曹倫理Ⅰ」と裁判官・検察官固有の職業倫理を説く「法曹倫理Ⅱ」の２つの独立の授業科目が開設されているほか、他の実務系科目においても、法曹倫理への留意が充分に図られている。とりわけ、実践的要素の強い実習型の実務系科目である「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等においては、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい法曹倫理の獲得について十分に配慮している。

なお、現実のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に学習の基盤となる併設法律事務所を開設している。

また、現在本学法科大学院では、法律文書作成及び法曹としての技能を修得させるための科目として、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」を必修科目各１単位、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」を選択必修科目各１単位として配置している。ちなみに、「法律文書作成Ⅰ」は、民事模擬裁判を行いながら、その過程で、訴状、答弁書、準備書面等の民事裁判実務に必要な基本的な文書を作成させ、文書作成の基本的な技能を修得させるとともにその他の裁判実務の技能を修得させるもので、同様に「法律文書作成Ⅱ」は、刑事模擬裁判を行いながら、その過程で、起訴状、冒頭陳述書、論告要旨、弁論要旨などの文書を作成させるなどしている。また、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」は、弁護士として活動するための面接・交渉等の基本的な技能について修得させ、「リーガルクリニック」は、学内併設事務所（インターンシップ）又は学外委託先事務所（エクスターンシップ）に学生を配属して、法律相談立会い、書面起案、法廷傍聴など現実の弁護士実務を実地に体験させて学生に当事者の視点と紛争解決の動態を体得させるようにしている。しかし、後３科目については当該科目を含めた５科目５単位中２単位を選択する履修形式となっているため、学生の選択によっては必ずしも４単位相当以上の科目が履修されない場合があり得る。そこで、これら科目について４単位相当以上の科目を必修又は選択必修とすることができるように、カリキュラム改革を検討中である。

さらに、先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成という本学法科大学院の教育目的を達成するため、医療関係訴訟、知的財産権関係訴訟等の専門的訴訟領域の実務について、実務家教員が担当する「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」において授業を行っている。加えて、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関しても、本講義の中で十分な対応が図れるように、カリキュラム内容のさらなる充実を検討している。

法情報調査に関する科目としては、１年次の必修科目として「法情報処理」を配しており、法令・判例、文献を中心とする法情報についての知識を得させ、問題解決に必要な資料の検索、収集について実用的な知識と技能を修得させるようにしている。また、法文書作成に関する科目としては、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」のほか、特に渉外法務に関心のある学生を対象として、２年次の選択科目として「英文法律文書作成」を配している。【解釈指針２－1－３－２】

基礎法学･隣接科目については、7 科目 7 単位を選択必修科目として開設しており、学生はこのうちから、４科目４単位を修得履修しなければならない。【解釈指針２－1－３－３】

展開・先端科目については、バラエティに富む 34 科目の授業が選択必修科目として配されている。とりわけ、本学法科大学院の基本理念の中核である「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」の視点から、企業法務をはじめとして、実務と密接に関連する科目について、重点的に開設されている〔「信託法」、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「国際金融法」、「IT 法制」など〕。特に、本学法科大学院学生のニーズが高い知的財産法に関しては、講義系科目、演習系科目併せて５科目８単位の科目を開設し、そのニーズに応えている。また、公務員等の公益事業に携わる学生も多いことから、コミュニティサービスに関連する分野についても多彩な科目を開設している（「環境法」、「地方自治」、「消費者法」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「外国人と人権」など）。学生はこれらの科目の中から、合計 15 単位を修得することが求められている。【解釈指針２－1－３－４】

科目の学年別配置については、学生の段階的履修に資するように、基礎から応用、展開へという学習のプロセスが確保されるように配慮されている。まず１年次では、法律基本科目のうちの実定法基礎科目 14 科目を必修科目として、手厚く集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解することを求めている。これは、本学法科大学院がプロセスとしての教育の理念を貫徹するために、コースとしての法学既修者枠を置かず、標準修業年限を原則３年とし、入学者全員を未修者として位置づけたことを踏まえている。次に２年次では、実定法の各領域について、１年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目（「憲法演習Ⅰ〔憲法訴訟〕」など）、総合系科目（「民事法総合Ⅰ〔民法中心〕」など）を必修科目として配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、１年次及び２年次で履修する実定法理論を実務の視点から再構成する内容の法務展開科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」など）を必修科目としている。さらに３年次では、ロースクール教育の総まとめとして、一方において、実務を踏まえた理論的な総合演習系科目（「民事法総合演習Ⅰ〔民商法中心〕」など）を、他方において、より実践的な実務系科目（「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」など）を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配している。また、２年次及び３年次（特に３年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学習ができるように、多数の展開・先端科目を開設している。ここで

は、学生各自のニーズに合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目として配置している。なお、本学法科大学院では、実務法曹の適性として、単なる法理論の理解があるにとどまらず、豊かな人間性と確固たる職業倫理を併せ持つことが必要であるとの視点から、特に法曹倫理教育に力点を置いており、１年次から必修科目として「法曹倫理Ⅰ」を開設しているほか、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等の実務系科目の充実を図っている。

なお、夜間開講という本学法科大学院の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまう。このため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を阻害してしまうケースがみられる。この点については、事前に学生の履修希望状況を調査するなどしたうえで、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫を試みているが、カリキュラムの見直しを含めて、なお検討の余地を残している。

基準２－１－４
各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第２１条から第２３条までの規定に照らして適切であること。

（基準２－１－４に係る状況）

本学法科大学院では、大学設置基準第 21 条から 23 条に則し、原則として、１学期 1.5 時間授業を 10 週開講することにより１単位の認定を行っている。年間のカリキュラムについては、３学期制を採用しており、期末試験等の期間を除いた授業期間 30 週（各学期 10 週）を厳格に確保している。休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、かつ、この補講日程の設定に当たっては、学生からの意見も聴取するなどしたうえで、できる限り本来の授業の直後に補講を行うなどして教育効果への影響が生じないような配慮を行っている。《資料５「平成 21 年度学年暦カレンダー」、別添資料９「筑波大学大学院学則」、別添資料 10「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」第６条第２項、別添資料 13「平成 20 年度休講・補講一覧」参照》

また、休講及び補講の日程等については、有職社会人学生の特性に配慮して、学内の掲示と併せて、本学法科大学院ウェブサイト内の学内者専用ページにも掲示することとし、学外からも随時情報の確認ができるように対処している。《別添資料 14「学内者専用ページによる休講・補講掲示」参照》

資料５

平成 21 年度学年暦カレンダー

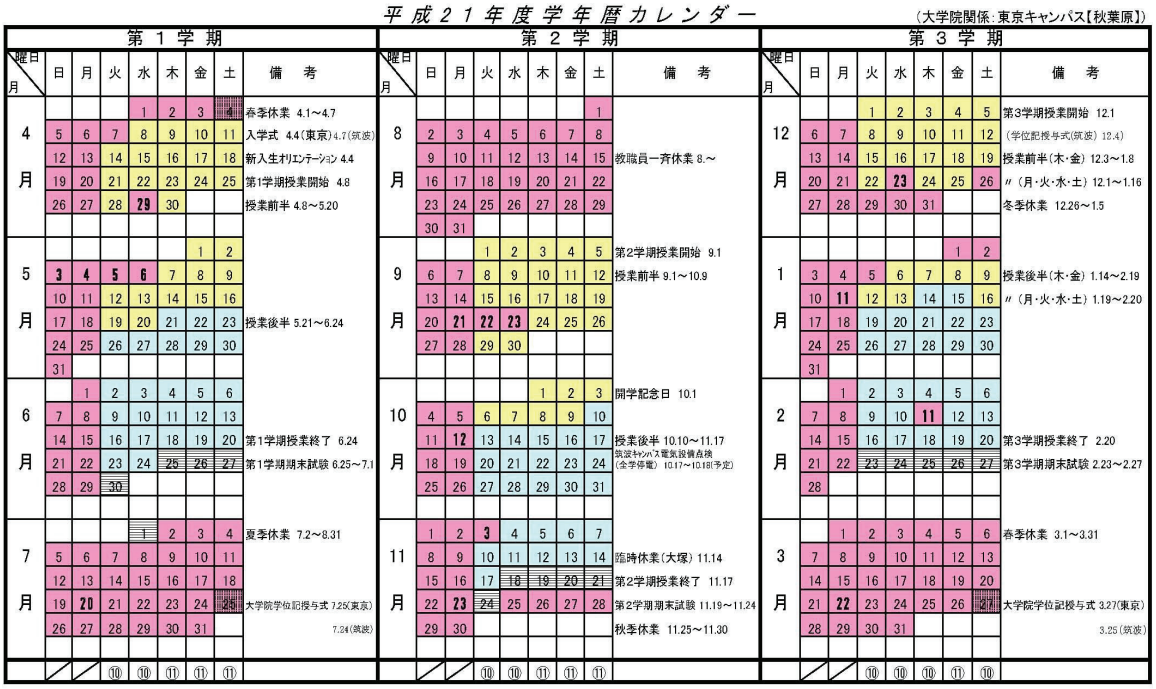

（注）
1. 太字は、国民の祝日に関する法律による休日（振替え休日含む）を示す。（ただし、春分の日は予定である。）
2. 入学式、新入生オリエンテーション及び卒業式は▦で示す。
3. 期末試験日は▤で示す。
4. 休業日は■で示す。
5. 教職員一斉休業期間中は、附属病院を除き、原則、日曜日などの休日と同じ業務体制とする。
6. 11月14日（土）は入学試験実施予定のため大塚地区のみ臨時休業。

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・ 本学法科大学院学生の特徴（有職社会人学生）に合わせて、企業法務やコミュニティサービスに関連する多様な展開・先端科目を開設している。特に、本学法科大学院学生のニーズが高い知的財産法に関しては、講義系科目、演習系科目併せて５科目８単位の科目を開設し、そのニーズに応えている。
・ プロセスとしての教育の理念を貫徹するために、コースとしての法学既修者枠を置かず、標準修業年限を原則３年とし、入学者全員を未修者として位置づけたことを踏まえて、１年次の必修科目である法律基本科目について 14 科目と手厚い配置を行っている。
・ 法曹倫理に関して、理論・実務両面からの充実した授業内容を確保している。
・ 法曹実務教育を重視し、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等、多彩な実習型の実務系科目を配置している。特に、現実のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に学習の基盤となる併設法律事務所を開設している。

改善を要する点

・ 夜間開講という本学法科大学院の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまうため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を阻害してしまうケースがみられる。この点については、事前に学生の履修希望状況を調査するなどしたうえで、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫を試みているが、カリキュラムの見直しを含めて、なお検討の余地を残している。
・ 新司法試験の選択科目のうち、国際関係法（公法系）に関する科目について、現在のところ「国際経済法」があるのみで、「国際公法」及び「国際人権法」に関する科目を開設していないため、将来の開設に向けて検討を進めている。
・ 「法曹としての技能及び責任等を修得させるための科目について、平成 23 年度までには、4 単位相当以上の科目を必修又は選択必修とすることができるように、カリキュラム改革を検討中である。
・ 公法系の諸問題を含む訴訟実務に関して、法律実務基礎科目の授業の中で十分な対応が図れるように、カリキュラム内容のさらなる充実を検討している。

第３章　教育方法

１　基準ごとの分析

３－１　授業を行う学生数

基準３－１－１
法科大学院においては，少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ，一の授業科目について同時に授業を行う学生数が，この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準３－１－１に係る状況）

本学法科大学院の収容定員は、120 名であり（入学定員 40 名）、平成 21 年度の在籍者数は、１年次 46 名（うち休学者８名）、２年次 40 名、３年次 43 名（うち休学者１名）である（基準６－２－１に係る状況説明欄参照）。再履修者及び科目等履修生も含めて、すべての授業科目について、授業を受講している学生は 50 名未満であり、少人数教育が徹底されている。【解釈指針３－1－１－１】これにより、各科目の教育目的に即した双方向的又は多方向的な密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目について維持されている。なお、他専攻の学生、他研究科の学生については、「展開・先端科目群」についてのみ、当該授業担当教員の承諾を予め得た者に限って、受講を認めることとしているが、これまで実際に履修した例はない。《別添資料２「別紙２（別紙様式２）学生数の状況」、資料６『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁「７．法曹専攻以外の学生の履修」』参照》《別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P108 参照》【解釈指針３－1－１－２】

修了生に対する適切な学習支援対策の１つとして、平成 20 年度より、本学法科大学院修了者のみを対象とする「科目等履修生制度」の運用を始めた。本学法科大学院の特徴である徹底した少人数教育の実施を担保するために、対象となる履修科目を「専任教員が担当する科目で、かつ、必修科目以外の科目」に制限しているほか、各科目当たりの履修生数を適正な範囲に留めて、当該科目の受講者数を適正な規模に留める配慮をして運用されている（平成 21 年度の場合、科目等履修生は 21 名）。《別添資料 16「平成 21 年度筑波大学大学院ビジネス科学研究科専門職学位課程法曹専攻（法科大学院）科目等履修生募集要領」参照》【解釈指針３－1－１－３】

資料６
平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁「７．法曹専攻以外の学生の履修」

（略）

７．法曹専攻以外の学生の履修
「展開・先端科目群」の一部の科目について、当該授業担当教員の許可が得られたものに限って、受講を認めています。

-108-

基準３－１－２
法律基本科目について同時に授業を行う学生数は，５０人を標準とすること。

（基準３－１－２に係る状況）
本学法科大学院では、少人数教育の徹底を図る趣旨から、法律基本科目について同時に授業を行う学生数の標準を基準よりもさらに少ない 40 名としている。実数も 13 名～39 名の間にあり、要件は満たしている。《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」参照》【解釈指針３－1－２－１】
なお、必修科目であるにも関わらず、受講者数が 15 名と少ない科目があるが、これについては履修登録期間が、全学的に１学期開講科目は５月８日まで、２学期開講科目は９月 11 日まで、３学期開講科目は 12 月 11 日までと、大学院便覧により学生に周知されているためであり、履修登録期間終了後には、40 名前後の受講者数となる。《資料７『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）２頁「③履修申請の日程」』参照》、《別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P2 参照》

資料７

平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）2 頁
「③履修申請の日程」

（略）

③　履修申請の日程
第 1 学期履修申請期間:4 月 20 日(月)～ 5 月 8 日(金)‥‥1 学期、2 学期又は 3 学期に開始する科目
第 2 学期履修申請期間:4 月 20 日(月)～ 9 月 11 日(金)‥‥2 学期又は 3 学期に開始する科目
第 3 学期履修申請期間:4 月 20 日(月)～12 月 11 日(金)‥‥3 学期に開始する科目
※　学期が明記されていない授業科目など，開講が決定した時点で履修申請を行うものもありますので，掲示に注意してください。

-2-

３－２　授業の方法

基準３－２－１
法科大学院における授業は，次に掲げるすべての基準を満たしていること。
（１）専門的な法知識を確実に修得させるとともに，批判的検討能力，創造的思考力，事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために，授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
（２）１年間の授業の計画，各授業科目における授業の内容及び方法，成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
（３）授業の効果を十分に上げられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

（基準３－２－１に係る状況）

本学法科大学院では、前述（第２章）したような教育課程及び教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をしている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

〔基本科目について〕

事前に講義レジュメを配付し予習の効率を高める工夫をしている。特に実定法基礎科目においては、純粋未修者と相当の実力がある準既修者とが受講者に混在しているため、両方のニーズに応えられる内容の講義レジュメを作ることに最も留意している。毎年、講義レジュメの内容を見直し、最新の内容を組み入れることにしている。また、学生から寄せられた要望をできる限り講義に反映するように努めている。例えば、講義レジュメの早期配付（紙媒体に加えて、本学法科大学院ウェブサイトからのダウンロード配布）に努め、必要に応じて講義資料の判例等の添付も行っている。こうした工夫を通じて、限られた時間の中で密度の濃い、体系的な講義の実施を確保して、専門的な法知識を確実に学生に定着させるよう努めている。【解釈指針３－２－１－１】

１年次に履修する基礎科目については、双方向的又は多方向的な討論も授業にとり入れてはいるが、講義中心とならざるを得ない面がある。そこで、２年次以降に必修科目として配置した演習系科目及び総合系科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例を研究させたうえで、具体的素材に基づくケーススタディ方式を取り入れたり、教員と学生及び学生間の討論を積極的に行うなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業となるよう配慮している。また、授業の双方向性確保のため、事前に提示された予習課題に対する回答メモの作成を求めたり（民事法総合Ⅰ〔民法中心〕）、あるいは、レポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って議論をさせる（民事法総合Ⅱ〔商法中心〕）等の工夫を行っている授業もある。【解釈指針３－２－１－３】

〔実務科目について〕

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を

涵養するためには、自分の考えを文章に簡潔、的確かつ説得的に表現することが重要であることに鑑み、テーマを与えて自宅起案をさせ、これについての添削指導をしたり（「民事法総合演習Ⅰ〔民商法中心〕」）、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行う（「民事法総合演習Ⅱ」）などの工夫をしている。【解釈指針３－２－１－２】後者の授業は、３年次生を２グループに分け、２名の教員がそれぞれ半数の学生を担当するという方法を採用し、教員と少人数の学生相互において、全員が参加して意見を交換できるような工夫もしている。【解釈指針３－２－１－３】

民事法のFDの結果、２年次１学期に「要件事実論・事実認定論」の基礎の履修を終えた後に、２年次３学期に「要件事実・事実認定論」の応用部分を行うことを取り決めるなど、教育効果をあげるための継続的な努力がなされている。

刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」）。また、「法律文書作成Ⅱ」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を採っている。

オムニバス方式の授業においては、授業内容（授業で取り扱う課題や授業の進め方など）について、関係教員間で事前に十分な打ち合わせを行っている。

本学法科大学院では、時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（２年／３年次配当）を実施している。学生は、各自の受講目標に従い、「日程管理システム」を利用して、Web上から指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の日程と調整を図りながら随時参加する。学生には、必修である「法曹倫理Ⅰ」（１年次）及び「法曹倫理Ⅱ」（２年次）を受講したうえで（２年次の学生は「法曹倫理Ⅱ」を当該年度内に履修を終える見込みであれば足りる）参加させることとし、参加にあたり関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をして、誓約書を提出させている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないこととなっている。《別添資料 15「リーガルクリニック実施要綱ほか」参照》【解釈指針３－２－１－４】

「リーガルクリニック」の授業に、外部の法律（弁護士）事務所における研修をとり入れているが、この研修担当には、本学法科大学院の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。【解釈指針３－２－１－４】

学生が事前事後の学習を効果的に行うために、講義レジュメ教材等関係資料を資料室での配付に加えて、本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページを通じて、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めている。学生が予習を効果的に行うため、関係資料の配付は原則として講義の１週間前までに行なっている。なお、ウェブサイトの配付欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。また、自習室についても、後述（基準10－１）のとおり整備している。

さらに、主として純粋未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画さ

れた講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるようにしている（後述の「形成支援プログラム」によるシステム）。このストリーミング配信に対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努めており、平成 21 年度からはシステムの改善を踏まえて、専・他を除く専任教員の担当する講義系科目は原則的に収録対象とした。なお、平成 20 年度は以下の講義が収録対象とされていた。「リーガルクリニック（ガイダンス）」、「民法Ⅰ〔総則・物権総論〕」、「民法Ⅳ〔契約法〕」、「刑法Ⅱ〔各論〕」、「民事法総合Ⅲ〔民事手続法中心〕」、「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「法曹倫理Ⅰ」、「労働法」。配信については、対象講義の初回時等に学生に告知し、その周知に努めている。

また、学生の授業時間外の効果的な自習を可能とするべく、休祝日を含め 24 時間利用できる本学法科大学院専用の図書・自習室を備えている。同室内は、備え付けのパソコンに加えて、無線 LAN も利用でき、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」や LexisNexis をはじめとした国内外の主要データベースへアクセスして、自習のための情報検索を容易に行える体制となっている。加えて、このネットワークを通じて、前述の講義のストリーミング配信等を活用した自習を可能としている（詳細については第 10 章参照）。【解釈指針３－２－１－５】

一部の授業につき集中講義が実施されているが、この授業の履修に際して必要な予習復習の時間が確保されるよう、教務委員会において検討し、たとえば、同一科目について１日２コマまでの開講を原則とするほか、日曜及び月曜の休日の開講を避ける等、十分配慮している。また、授業時間が短期間に集中しないよう配慮している。夜間法科大学院の制約上、通常の法科大学院と比べて、各学期中の開講時間帯及び開講コマ数がかなり限られているため、夏期休業期間等における集中講義を完全に回避することは困難であるが、学生の適切な自習時間確保のために、さらに対策を検討する余地がある。《別添資料 12「平成 21 年度集中講義等日程一覧」参照》【解釈指針３－２－１－６】

なお、本学法科大学院においては、１年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、シラバス上に明記して配付することによって、あらかじめ学生に周知させている。《別添資料５「2008 年度筑波大学法科大学院シラバス」、別添資料６「2009 年度筑波大学法科大学院シラバス」参照》

３－３　履修科目登録単位数の上限

基準３－３－１
法科大学院における各年次において，学生が履修科目として登録することのできる単位数は，原則として合計３６単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては，４４単位が上限とされていること。

（基準３－３－１に係る状況）

履修登録する単位数の上限は、修業年限により、以下のとおりとしている。

①修業年限３年の場合：各年次とも 36 単位。【解釈指針３－３－１－１】

②修業年限４年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位。【解釈指針３－３－１－４】

この上限単位数には、再履修科目単位数、及び、本学大学院学則第 38 条 1 項に基づいて他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した場合を含む。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び、「C」であった科目を再履修することのみに制限している。《資料８『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁「２．履修登録単位の上限」「５.留年時の履修・GPA・成績評価』、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P108 参照》【解釈指針３－３－１－３】

また、TWINS（履修登録システム）では、上記上限単位数を超えて履修登録をすることが事実上可能なため、ガイダンス、文書配付、掲示等の複数の手段を通じて、上限単位数を超えた履修登録を認めない旨、学生に対して周知徹底を図っている。また、上限数を超えて登録してしまった学生への対策として、登録期間終了後、各学生の登録単位数のチェックを行い、該当学生に対して個別に連絡し、上申書を提出させたうえで、履修登録の修正手続（上限を超える科目の削除）を行わせている。これにより、上限単位数を超えた科目履修を防止している。《別添資料８『教務に関わる事項「１．履修登録について」』参照》

資料８

平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁
「２．履修登録単位の上限」

２．履修登録単位の上限

履修登録する単位の上限は、修業年限により以下のとおりとします。

(1)　修業年限 3 年の場合：各年次ともに 36 単位

(2)　修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位

（注）TWINS（履修登録システム）では、法曹専攻で定めてある履修登録単位数の上限を超えた登録を確認する機能が備わっておりませんので、超えないように十分注意して登録してください。

５．留年時の履修・ＧＰＡ・成績評価

(1)　前年度の成績評価が「Ｄ」であった科目を履修、及び、「Ｃ」であった科目を再履修することのみ可能です。

－108－

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

- 時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、Web 上で利用可能な「日程管理システム」を活用して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（２年／３年次配当）を実施している。
- 少人数教育の徹底を図る趣旨から、法律基本科目について同時に授業を行う学生数の標準を基準よりもさらに少ない 40 名としている。
- 学生の効果的な事前学習を支援するため、講義レジュメ等の関係資料の配付を紙媒体での資料室での配付に加えて、本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにより、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めている（原則として講義１週間前までの早期配布を行っている）。また、ウェブサイトの配布欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。
- 純粋未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるよう試みている。

改善を要する点

- 夜間法科大学院の制約上、通常の法科大学院と比べて、開講時間帯及び開講コマ数がかなり限られているため、夏季休業期間等における集中講義を完全に回避することは困難であるが、学生の適切な自習時間確保のために、さらに対策を検討する余地がある。

第４章　成績評価及び修了認定

１　基準ごとの分析

４－１　成績評価

基準４－１－１
学修の成果に係る評価（以下,「成績評価」という。）が，学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており,次に掲げるすべての基準を満たしていること。
（１）成績評価の基準が設定され，かつ，学生に周知されていること。
（２)当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
（３）成績評価の結果が，必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
（４）期末試験を実施する場合には，実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準４－１－１に係る状況）
（１）客観的な評価方法については、授業科目毎に評価方法を明示することとしている。《別添資料５「2008 年度筑波大学法科大学院シラバス」、別添資料６「2009 年度筑波大学法科大学院シラバス」参照》【解釈指針４－１－１－１】
その具体的な内容（配点割合）については、各担当教員の裁量に委ねられているが、概ね、平常点と学期末試験により総合的に評価することとされており、その割合は、平常点：試験＝20％：80％とする者が多い（その他、30％：70％、10％：90％、50％：50％とするものがある)。また、その平常点の中には、出席はもちろん、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等も含まれる。
具体的な成績評価の基準は、次の通りである。
優秀と認められる者はＡ評価（80 点以上）とし、その中でも特に優秀と認められる者はＡ＋評価（90 点以上）とする。
良好な水準に達していると認められる者はＢ評価（70 点以上 80 点未満）とし、一応の水準に達していると認められる者はＣ評価（60 点以上 70 点未満）とする。
そして、上記以外の者はＤ評価（60 点未満（不合格））とする。
成績評価は、「D」のみ絶対評価とし、「D」以外は各担当教員の裁量とするが、法科大学院の教育の趣旨に合致する内容とする。成績素点 80 点以上の者が 30％を超える場合には、高得点者から上位 30％を目処に「A」とし、そのうち特に優れた者を「A＋」とするが、後者の割合は 10％を目処とする（ただし、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には、教務委員会及び専攻会議の承認を得て、「A＋」及び「A」の割合を変更できる)。このように厳格な成績評価に努めている。
なお、この成績評価の基準に関する学生への周知については、配布文書を通じて事前に行うとともに、各講義の初回時等にも口頭で説明を実施するなど、その徹底を図っている。《別添資料８『教務に関わる事項「２．成績評価基準について」』参照》

（２）厳正な成績評価の確保手段

①学生による成績照会制度

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、成績照会制度による対応を行っている。成績照会を希望する学生は、事務室で配布される「試験の採点結果に関する照会申請書」を所定の期間内（成績評価発表後、概ね１週間）に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の内容について説明を求めることができる。さらに、この照会に基づく授業担当教員の説明後も、なお成績評価に対して不服があるときは、当該回答受領後１週間以内に書面をもって不服の申し出をすることができる。当該不服の申し出に対しては、授業担当教員、教務委員会で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととなっている。なお、成績照会制度については、配布文書を通じて、学生への周知に努めている。《別添資料８『教務に関する事項「７．成績の照会について」』参照》【解釈指針４－１－１－２（１）】

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する講義系科目については、原則として講評会を開催し、採点基準等に関する情報の開示に努めている。また、講評会を実施していない科目についても、採点基準等を示した書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っている。ただし、これらの対応が不十分な科目が一部残っているため、非常勤講師の担当科目を含む全科目統一の開示基準及びその手法を開発するべく、現在、教務委員会を中心に検討している。《別添資料 17「2007 年度筑波大学法科大学院成績評価の分布表」、別添資料 18「2008 年度筑波大学法科大学院成績評価の分布表」参照》【解釈指針４－１－１－３】

②成績データの共有

上記成績分布表は、各教員も自由に閲覧可能であり、担当者間はもとより、関係科目間においても、FD の場を通じて回覧を行うなど、採点分布に関するデータが担当教員間で共有されている。また、今後、FD 委員会における討議の基礎資料として、より積極的な活用を図るなど、データ共有化の実効性をさらに改善していく予定である。【解釈指針４－１－１－２（３）】

③筆記試験採点時の匿名性

平成 21 年度の期末試験より、答案用紙に改良を加えて、採点時に答案用紙の学籍番号・氏名欄を覆い隠した形で採点を行なうことを予定している。これにより、採点時の匿名性が確保されることになり、採点者の恣意等を排した成績評価の客観性をより高めることができると考える。【解釈指針４－１－１－２（２）】

（３）期末試験（期末レポート）受験資格

期末試験の受験資格（又は期末レポートの提出資格）として、当該科目の授業回数のうち、８割以上の出席が必要である（複数の教員によって担当している受業科目においては、担当教員別に授業回数の８割以上の出席が必要）。なお、授業を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（３親等以内）により欠席した場合」又は「(3)やむを得ない事由により欠席した場合（授業担当教員が相当と認めて法曹専攻会議に申し出があり、法曹専攻会議で相当と認めた場合に限る）」については、授業に代替する相当な措置（当該欠席授業時間の履修に相当する内容のレポート提出を原則とする）により、出席とみなす措置を講じている。ただし、この場合であっても、授業回数の６割以上の現実の出席を必要としている。《別添

資料８『教務に関わる事項「２．期末試験受験要件について」』参照》

（４）追試験、再試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、期末試験を「（１）病気により欠席した場合」、「（２）忌引き（３親等以内）により欠席した場合」、又は、「（３）授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で追試験を認めるのが相当と判断した場合」である（ただし、（３）は例外的に認める場合であり、出席状況等の平常の受講態度がきわめて良好であることを要する）。再試験の受験資格は、所定の必修科目（再試験実施科目）において、成績評価が「D」となった者である。追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の期末試験に準ずることを原則とする。また、通常の期末試験受験者との間に不公平を生じさせないために、期末試験と同一または類似の問題の出題は避けることとしている。追試験の成績評価は通常の期末試験と同様の基準で行っている。再試験の成績評価は合格（「C」）又は不合格（「D」）のいずれかのみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、学習成果が所定の水準に達しているか厳正に判断している。《別添資料８『教務に関わる事項「５．追試験について、６．再試験について」』参照》【解釈指針４－１－１－４】

基準４－１－２
学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに，当該法科大学院における単位を認定する場合には，当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと，かつ，厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準４－１－２に係る状況）

（１）在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 38 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない)。なお、法科大学院としての教育課程の一体性及び完結性を確保するために、この制度の運用には慎重であるべきとの観点から、現在のところ、この手続による単位の認定を行った例はない。

（２）入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 39 条の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で認定することができる。《資料９『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）３頁「（６）入学前に大学院において修得した単位について」』参照、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス)」P3 参照》

ただし、この単位認定が本学法科大学院における教育課程の一体性に合致したものであり、かつ、厳正で客観的な成績評価を確保するために、「他の大学院等が本学と同レベルのものであり、そこにおける当該授業科目の内容が単位認定の対象となる本学の授業科目の内容とほぼ一致するものであること、かつ、当該授業科目の成績評価がＡ以上であることであって、法曹専攻会議の承認があること」という厳格な要件を充たした場合にのみ、単位認定が認められている。また、必修科目は単位認定の対象としていない。

なお、上記（１）（２）については、学生に告知し、その周知に努めている。《別添資料９「筑波大学大学院学則」、別添資料 19「第 53 回法曹専攻会議議事メモ(抜粋)」、別添資料 21「本学入学前に大学院において修得した単位の認定について（掲示文書)」参照》

資料９

平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）３頁
「(6) 入学前に大学院において修得した単位について」

(6) 入学前に大学院において修得した単位について

① 単位の認定

大学院学則の規定に基づき，本学入学前の他の大学院において授業科目を履修し修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については 10 単位を限度として，当該学生が所属する研究科・専攻・コースの修了の要件となる単位として認定することがあります。なお，本学の大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については，10 単位を超えて認定することがあります。

② 申請方法

認定を希望する学生は「単位認定申請書」を支援室教務係（法曹専攻については法科大学院係）で受け取り，本学大学院入学前の大学院の成績証明書を添えて同担当まで提出してください。

また，申請に当たっては，掲示等で指示された期日までに行ってください。

－3－

基準４－１－３
一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し，次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下，「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準４－１－３に係る状況）

以下の進級要件及び到達度確認制度を共に満たさなければ進級できないこととしている。原級留置となった場合の再履修科目については、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び、「C」であった科目を再履修することに制限している。《資料 10『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁「４．進級要件・到達度確認制度（GPA）ほか」』、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P108 参照》【解釈指針４－１－３－１】

（１）進級要件

・１年次：履修年次を１年次とする必修科目 33 単位中 21〔17〕単位以上取得
・２年次：履修年次を２年次とする必修科目 24 単位中 15〔11〕単位以上取得
（〔　〕内は、修業年限４年（長期履修）の場合を示す）

（２）到達度確認制度（GPA）

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A＋評価につき４点、A 評価につき３点、B 評価につき２点、C 評価につき１点、D 評価につき０点とし、１単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。なお、長期履修の場合における、３年次から４年次への進級に際しても、この要件は当然に適用される。

なお、履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべて GPA の計算に入れることとしている。

資料 10

平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁
「４．進級要件・到達度確認制度（GPA）ほか」

４．進級要件・到達度確認制度（GPA）

以下のとおり進級要件及び到達度確認制度を共に満たさない場合には進級できません。

(1)進級要件〔《　》内は、修業年限４年（長期履修）の場合を示す。〕

１年次　：履修年次を１年次とする必修科目 33 単位中 21《17》単位以上取得

２年次　：履修年次を２年次とする必修科目 24 単位中 15《11》単位以上取得

(2)到達度確認制度（GPA）

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき４点、A 評価につき３点、B 評価につき２点、C 評価につき１点、D 評価につき０点とし、１単位当たりの平均成績値が 1．50 以上であることを要します。

（注）履修登録した授業科目は全て（途中で履修放棄した科目を含む）GPA の計算に入りますので、履修に際しては十分に注意してください。

５．留年時の履修・GPA・成績評価

(1)履修について

前年度の成績評価が「D」であった科目を履修、及び、「C」であった科目を再履修することのみ可能です。

（注）再履修…既に修得している科目をもう一度履修すること

(2)GPA について

再履修した科目の成績評価が下がる（例.「C」→「D」）ことがあれば、GPA 算出に関しては、良い方の成績が適用されます。

(3)成績評価について

再履修した科目は、修了要件の単位数には追加して数えられません。

－108－

４－２　修了認定及びその要件

基準４－２－１

法科大学院の修了要件が，次に掲げるすべての基準を満たしていること。

（１）３年（３年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在籍し，９３単位以上を修得していること。

この場合において，次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から，他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を，３０単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，９３単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り３０単位を超えてみなすことができる。

イ　教育上有益であるとの観点から，当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を，アによる単位と合わせて３０単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案し，１年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ　当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下，「法学既修者」という。）に関して，１年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し，アとイによる単位と合わせて３０単位（アのなお書きにより３０単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

（２）次のアからカまでに定める授業科目につき，それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし，３年未満の在学期間での修了を認める場合には，当該法科大学院において，アからウまでに定める授業科目について合計１８単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	８単位
イ	民事系科目	２４単位
ウ	刑事系科目	１０単位
エ	法律実務基礎科目	６単位
オ	基礎法学・隣接科目	４単位
カ	展開・先端科目	１２単位

（３）法律基本科目以外の科目の単位を，修了要件単位数の３分の１以上修得していること。（基準２－１－３参照。）

（基準４－２－１に係る状況）

（１）履修すべき科目の内容は以下のとおりである。《資料 11『平成 21 年度筑波大

学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁「１．履修方法ほか」』、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P108 参照》

①法律基本科目群の実定法基礎科目の 16 科目 35 単位（公法系４科目８単位、民事系９科目 21 単位、刑事系３科目６単位）及び、実定法発展科目のうち 12 科目 26 単位（公法系５科目８単位、民事系５科目 12 単位、刑事系２科目６単位）を必修としており、基準４－２－１（２）ア、イ及びウの修了要件単位数は満たしている。

②法律実務基礎科目群の法務基礎科目５科目５単位はすべて必修。
法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目３科目６単位はすべて必修。
法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから２科目２単位を履修する。
よって、基準４－２－１（２）エの修了要件単位数は満たしている。

③基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目から４科目４単位を履修する。
よって、基準４－２－１（２）オの修了要件単位数は満たしている。

④展開・先端科目群の選択必修科目のうちから 15 単位を履修する。
よって、基準４－２－１（２）カの修了要件単位数は満たしている。

（２）修了要件は以下のとおりである。

修了要件は必修科目 72 単位を含む 95 単位以上を履修し、かつ、最終学年時の成績について、到達度確認制度（GPA）の１単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。【解釈指針４－２－１－１】GPA を進級要件だけではなく、修了要件にも適用することによって、より厳正な修了認定を担保している。履修単位の内訳は、法律基本科目である公法系科目９科目 16 単位、民事系科目 14 科目 33 単位、刑事系科目５科目 12 単位が必修である。さらに法律基本科目群の実定法発展科目の選択科目から２単位を履修する（以上より法律基本科目群から 63 単位履修することになる）。法律実務基礎科目については８科目 11 単位が必修であり、さらに法務展開科目にある選択必修科目から２科目２単位を履修する。基礎法学・隣接科目については４科目４単位を履修する。展開・先端科目については 15 単位を履修する。また、修了要件 95 単位のうち、法律基本科目群以外は 32 単位（約 33.7%）と、修了要件単位数の３分の１以上になっている。なお、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・選択科目のいずれの中にも、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない（第２章参照）。《別添資料 22『筑波大学法科大学院ウェブサイト「修了要件」』参照》【解釈指針４－２－１－２】

（３）在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 38 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。《別添資料９「筑波大学大学院学則」、別添資料 19「第 53 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）」参照》

（４）入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 39 条の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

なお、上記（３）と合わせた修得単位数の上限は 20 単位である。《資料９『平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）３頁「（６）入学前に大学院において修得した単位について」』、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」P32、別添資料９「筑波大学大学院学則」、別添資料 19「第 53 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）」、別添資料 21「本学入学前に大学院において修得した単位の認定について（掲示文書）」参照》

（５）法学既修者の取扱い

本学法科大学院では、平成 20 年度（平成 21 年度入学生対象）を最後に、当分の間、法学既修者を認定するための既修者認定試験を実施しないこととした。したがって、法学既修者の認定に基づく、一括した単位の認定等は行っていない。《別添資料 20「第 52 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）」参照》

資料 11

平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）（抜粋）108 頁
「１．履修方法ほか」

１．履修方法

(1)-1　法律基本科目群の実定法基礎科目の 16 科目 35 単位及び実定法発展科目にある必修科目 12 科目 26 単位はすべて必修
　-2　法律基本科目群の実定法発展科目にある選択科目のうちから 2 単位以上を履修
(2)-1　法律実務基礎科目群の法務基礎科目 5 科目 5 単位はすべて必修
　-2　法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目 3 科目 6 単位はすべて必修
　-3　法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから 2 科目 2 単位を履修
(3)　基礎法学・隣接科目群の科目（選択必修科目）のうちから 4 科目 4 単位を履修
(4)　展開・先端科目群の選択必修科目のうちから 15 単位を履修

２．履修登録単位の上限

履修登録する単位の上限は、修業年限により以下のとおりとします。
(1)　修業年限 3 年の場合：各年次ともに 36 単位
(2)　修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位
（注）TWINS（履修登録システム）では、法曹専攻で定める履修登録単位数の上限を超えた登録を確認する機能が備わっておりませんので、超えないように十分注意して登録してください。

（略）

６．修了要件

95 単位(必修科目 72 単位・選択必修科目 21 単位・選択科目 2 単位)以上履修し、且つ、最終学年時の成績について、到達度確認制度（GPA）の 1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要します。

－108－

４－３　法学既修者の認定

基準４－３－１
法科大学院が，当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては，法律科目試験の実施，その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準４－３－１に係る状況）

本学法科大学院では、従前、法学既修者認定試験を行い、１年次に配当される法律基本科目 14 科目 30 単位に相当するこの試験にすべて合格しなければ２年間での修了を認めない扱いを行ってきた。しかしながら、平成 20 年度（平成 21 年度入学生対象）を最後に、当分の間、法学既修者を認定するための法学既修者認定試験を実施しないこととした。《別添資料 20「第 52 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）」参照》

学外における学習時間に関する時間的制約がきわめて強い有職社会人学生の場合、既修者認定に基づく修業年限の短縮を認めることは、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関にふさわしい、段階的かつ完結的な教育の実施を保障することとは結びつきにくい。そこで、本学法科大学院では全ての入学者に対して、本学法科大学院が準備する体系的な理論的・実践的教育の全プロセスの履修を求めることとしたわけである。なお、過去実施した法学既修者認定試験についても、有職社会人学生の修業年限短縮は、特に厳正な評価に基づいて慎重に判定されるべきであるという理念に従って運用していたため、本学法科大学院において、過去に修業年限の短縮を認めた学生はいない。

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・ 不服の申し出手続までを具備した、詳細な成績照会制度を設けることによって、成績評価について説明を希望する学生に対して、万全な配慮を行っている。
・ GPA を進級要件だけではなく、修了要件にも適用することによって、より厳正な修了認定を担保している

改善を要する点

・ 現在、履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべて GPA の計算に入れることとしているが、放棄の理由如何によっては GPA の計算から除外する等の対応の是非について検討の余地が残されている。
・ 講評会未実施の科目についても、採点基準等を示した書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っているが、これらの対応が不十分な科目が一部残っているため、非常勤講師の担当科目を含む全科目統一の開示基準及びその手法を開発するべく検討している。

第５章　教育内容等の改善措置

１　基準ごとの分析

５－１　教育内容等の改善措置

基準５－１－１
教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が，組織的かつ継続的に行われていること。

（基準５－１－１に係る状況）

（１）本学法科大学院においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組みの１つとして、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。【解釈指針５－1－１－２】また、委員会活動の実効性を高めるために、委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の４部会を設け、原則として月１回各部会を開催している。委員会における教育内容等改善の実効性を高めるため、議題に応じて、各部会の授業に関係する非常勤講師、チューター等にも出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。

FD委員会による、これまでの主な取組みとしては、以下が挙げられる。(１)授業評価アンケートの相互閲覧による問題意識の共有化と改善点に関する意見交換。(２)１年次の実定法基礎科目と２年次以降の実定法発展科目及び法律実務基礎科目の教育内容の有機的連関を高めることを目的とした使用教科書、授業対象項目等の共同討議（例えば、民法、民事訴訟法について、使用する教科書や演習書のすりあわせ等を行った)。(３)複数学期にまたがる授業に関する授業対象項目の配分等の共同討議（例えば、「要件事実論・事実認定論」について、関連する他科目の授業スケジュール等も確認しつつ、授業項目の時期的配分に関する見直し等を行った)。(４)正規授業との整合性等を図ることを目的としたチューター・ゼミの教育内容等に関する意見交換、(５)カリキュラム全体の体系性・完結性等を図ることを目的とした非常勤講師等との教育内容及び教育方法に関する共同討議、(６)学生の十分な事前事後学習の時間等を確保することを目的とした、予習課題の分量及び時期等の科目間調整に関する共同討議。【解釈指針５－1－１－１】

（２）また、教育の内容及び方法の改善を図る一貫として、次のような研修及び研究を実施している。【解釈指針５－1－１－３】

①授業評価アンケートの活用

毎学期、学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。授業評価アンケートについては、回収率の低下傾向を受けて、平成19年度３学期より、アンケート項目の見直しによる内容の簡略化及び回収時期の変更（期末試験時又は期末レポート回収時）を内容とする抜本的改正を行った。さらに、翌20年度からは、アンケート回答に対する学生の手間を減じることによって、さらに回収率の向上を図るべく、アンケート方式を従来の記述式からマークシート方式へと改善した。これらの改革を通じて、改善前の平成19年度２学期には6.7%にまで低下していた回収率が、改善後は８割を超えるところまで上昇しており（平成19年度３学期84.7%、平成20年度１

学期 87.0%、２学期 74.2%、３学期 81.5%［20 年度平均 81.2%］)、飛躍的に改善された。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配布されており、各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、各自の裁量により改善可能な部分については迅速に対処が図られるようにしている。さらに、この一覧表は FD 委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、集計結果の各一覧表は、法科大学院事務室において常時閲覧できる状態で保持されており､学生を含む学内者は常時その閲覧を請求できる。これにより、学生に対するアンケート結果の完全な公表を保障するとともに、教員による教育内容の改善を間接的に促進している。さらに、学生からの要望の強い事項（このような事項は、匿名の「意見箱」を経由して同時に伝達されるのが通常である)については､教務委員会などの各種委員会および専攻会議において、適宜審議され、可能な限り対応措置がとられている。これにより、各教員の裁量の範囲を越える事項についても､制度的に教育内容の改善･向上が図られている。《別添資料 23「2007 年度授業評価アンケート集計結果」、別添資料 24「2008 年度授業評価アンケート集計結果」参照》

②授業参観

FD 活動の一環として、平成 20 年度より、学期ごとに、教員相互による授業参観を導入した。授業参観後、参観者は報告書を提出することとなっており、これらを基礎資料として、FD 委員会における討議を深め、教育の内容及び方法に関するさらなる改善に向けた取組みを行う。

③スタッフ・セミナー

FD 活動の一環として、外部の学識経験者や同僚教員を講師としたスタッフ・セミナーを開催している。このスタッフ・セミナーでは、外国において法曹養成制度に携わっているゲストスピーカーを招き、当該国における法曹養成のための教育内容や教育方法について質の高い情報を学ぶことによって、本学法科大学院の教育の改善に役立たせることを、その目的の１つとしている（第３回、第５回、第６回、第８回等)。

なお、開催状況は次のとおりである。

第１回　平成 17 年９月 28 日（水）
　テーマ：法科大学院の現状と課題～法科大学院支援事務局の立場から～
　講　師：法務省法務総合研究所法科大学院支援事務局長　白濱清貴　氏
　出席者：10 人

第２回　平成 18 年４月 26 日（水）
　内　容：司法研修所ビデオ教材「民事訴訟第一審手続きの流れ」上映後、意見交換等を行った。
　出席者：７人

第３回　平成 18 年９月 27 日（水）
　テーマ：ドイツ法曹養成制度の新たな課題
　講　師：ミュンヘン大学法学部教授　ゲルハルド　リース　氏
　出席者：５人

第４回　平成 18 年 10 月３日（火）
　テーマ：ドイツの移民法及び統合法の展開の実際

講　師：ドイツベルリン自由大学講師　ドクター　マーセン　氏
出席者：７人

第５回　平成 19 年５月 30 日（水）
テーマ：韓国からみた日本の法科大学院
講　師：全南大學校　法科大學教授　鄭鍾休　氏
出席者：８人

第６回　平成20年３月５日（水）
テーマ：日独の法学教育・法曹養成
講 師：ミュンヘン大学法学部教授 ミヒャエル・ケスター 氏
ミュンヘン大学法学部教授 ダグマー・ケスター=ヴァルティエン 氏
出席者：15 人

第７回　平成 20 年９月 30 日（火）
テーマ：テロの克服と人間の尊厳
講　師：ドイツ連邦内務省　　ハンス・ゲオルグ・マーセン氏
出席者：20 名

第８回　平成 20 年 12 月 10 日（水）
テーマ：日独の法曹養成・司法制度改革
講　師：ドイツ・チューリンゲン州司法省事務次官　ミハエル・ハウスナー氏
出席者：８名

第９回　平成 21 年２月５日（木）
テーマ：優生学と人権
講　師：白鴎大学大学院法務研究科教授　大石和彦氏
出席者：７名

④ 各教員が講師となり、共通テーマに基づく連続公開講座を開催している。開催状況は、次のとおりである。

平成 17 年度　平成 17 年 10 月５日（水）～11 月２日（水）　５回開催
テーマ：ユビキタス社会における新しい法的問題
受講者：22 人

平成 18 年度　平成 18 年 10 月３日（火）～10 月 31 日（火）　５回開催
テーマ：企業法務のエクスターンシップ
受講者：26 人

平成 19 年度　平成 19 年 10 月３日（水）～10 月 24 日（水）　４回開催
テーマ：ベンチャービジネスの実現・促進における法的諸問題
受講者：44 人

平成 20 年度　平成 20 年 10 月１日（水）～10 月 29 日（水）　５回開催
テーマ：M&A における法的諸問題
受講者：118 人

基準５－１－２
法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準５－１－２に係る状況）

実務家教員に対しては、前述（基準５－１－１）の研修及び研究に積極的に取り組むことのほか、学外の研修機関における研修課程にも進んで参加して、教育上の経験を確保することを求めている。日弁連主催の法科大学院に関するシンポジウムや、法科大学院協会主催の総会及びシンポジウムに積極的に参加している。研究者教員に対しては、基準５－１－１の③スタッフ･セミナー第２回において､司法研修所ビデオ教材を使い、訴訟実務の実際などについて説明するなど意見交換も行い､知見の確保に努めた｡また、平成 20 年度より導入した教員相互の授業参観をうまく活用する(実務家教員は研究者教員の授業を参観し、研究者教員は実務家教員の授業を参観する等）ことによって、実務家教員と研究者教員の知的交流の機会をさらに充実させることを目指している。

さらに、実務家教員と研究者教員が忌憚のない意見交換をすることにより、互いに、不足した経験や知見が確保できるような場として FD 委員会や各部会を積極的に活用している。【解釈指針５－1－２－１】

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・ 授業評価アンケートについて、度重なる改善を重ね、低下傾向にあった回収率を飛躍的に上昇させることに成功した。また、アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、FD 委員会による回覧及び討議を通じて、教育内容及び方法改善のための重要な基礎資料として積極的に活用している。

改善を要する点

・ 教員相互による授業参観については、参観の結果を具体的な改善策にいかに結びつけていくかについて、なお検討の余地がある。

第６章　入学者選抜等

１　基準ごとの分析

６－１　入学者受入

基準６－１－１
公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準６－１－１に係る状況）

（１）本学法科大学院のアドミッション・ポリシー

本学法科大学院は、教育の理念及び目的に照らして、以下のとおり、アドミッション・ポリシーを Web 上で公表している。

（URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/admin/mokuteki.html）【解釈指針６－1－１－２】

筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感しています。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想されます。本学法科大学院は、多様なキャリアをもった法曹人の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思います。

本学法科大学院は､多くの方にチャンスを与える多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意のある社会人を迎えたいと思います。そして、高い研究・教育能力を備えた教員がより一層切磋琢磨して、少人数教育で良質な授業を行い、善き法曹人の養成を目指します。

上記の教育理念及び目的を前提に、以下のような学生を受け入れることを基本方針とする。

・　社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者。

（２）アドミッション・ポリシーの公表とその実施体制としての入試委員会

上記のアドミッション・ポリシー、並びに、基準９－３－２に定める事項については、Web 上で公表しているほか、社会人学生募集要項、入学試験説明会（下表のとおり）等で広く明示して公表している。そして、入学者選抜における公平性、開放性、多様性は、本学法科大学院のアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されている。入試委員会が、方針を作成し（Plan)、実施し（Do)、点検

し（Check)、見直し（Act）を行うという、いわゆる PDCA サイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。
（URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/admin/mokuteki.html）《別添資料 43「平成 21 年度筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」、別添資料 44「筑波大学概要　平成 21 年度」、別添資料 45「大学院案内　2010」、別添資料 46「平成 21 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」参照》

上記の入学者受入の方針を実行するために、本学法科大学院には、委員長以下５名の専任教員によって構成される「入試委員会」が設けられ、入学者選抜に係わる業務全体を担当している。入試委員会は、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員の選定や入試実施要領の具体的策定、入学者選抜等の作業、これに係わる入試説明会の開催（下表のとおり）その他各種の広報活動等を担当しているが、これら入試に関する重要事項については、本学法科大学院のすべての専任教員から構成される「専攻会議」に諮り、そこでの決議を経て決定している。なお、入試の運営面に係る重要事項については、ビジネス科学研究科長、法曹専攻長、入試委員会の各委員で構成される「ビジネス科学研究科入試実施委員会」に諮り、最終的に決定している。《別添資料 47「ビジネス科学研究科入学試験実施委員会に係る申合せ」参照》【解釈指針６－1－１－１】

入試説明会開催状況

開催年月日	曜	開催時間	開催場所		参加者数
16. 04. 19	月	16：45～18：00	本学筑波ｷｬﾝﾊﾟｽ	第一学群 D 棟 204 講義室	47
16. 04. 26	月	19：00～20：15	本学東京ｷｬﾝﾊﾟｽ	G 館 501 講義室	238
16. 08. 08	日	14：00～16：00	東京医科歯科大学	５号館４階講堂	286
16. 12. 05	日	14：00～16：00	お茶の水女子大学	共通講義棟２号館 201 大講義室	310
17. 07. 03	日	14：00～16：00	お茶の水女子大学	共通講義棟２号館 201 大講義室	242
18. 07. 23	日	14：00～17：00	お茶の水女子大学	共通講義棟２号館 201 大講義室	249
19. 07. 22	日	14：00～17：00	お茶の水女子大学	共通講義棟２号館 201 大講義室	240
20. 07. 13	日	14：00～17：00	お茶の水女子大学	共通講義棟２号館 201 大講義室	174

基準６－１－２
入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準６－１－２に係る状況）

（１）入学者選抜における出願資格と入学者選抜方式

入学者選抜における本学法科大学院の募集要項の概要は、次のとおりである（なお、以下の概要は、平成 17 年度ないし平成 21 年度に共通である）。《別添資料 46「平成 21 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」参照》

①　募集人員：40 名

②　出願資格は、学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者ほか一定の学歴を有する者（学歴要件）などで、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。なお、職歴要件である「現在社会人である者又は社会人経験を有する者」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者、又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、或いは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指す。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、又は両方の要件を満たさない者は、本学法科大学院において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の４年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、アルバイト・パートタイムの被用者の場合には雇用実態があるかどうか等を厳格に審査したうえで、出願資格を付与している。なお、新卒で入学時に社会人となる見込みの者についても、「社会人に準じる者」として審査を経た上で出願資格を付与している。

③　選抜試験方法

入学候補者の選抜は、以下のとおり行っている。

ⅰ　第１段階選抜：書類審査

出願書類審査により、適性試験点数中心による選抜約 80％、適性試験の点数と提出書類の総合評価による選抜を約 20％として選抜する。後者の総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「各種資格」「志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係」などを総合評価して選抜するものである。なお、適性試験は、入学年度前年に実施された大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する法科大学院適性試験のいずれかによることになっている。

ⅱ　第２段階選抜１次試験：筆記試験（第１段階選抜合格者のみ）

筆記試験（論文）の点数と適性試験の点数比率を『２対１』として第２段階選抜１次試験の合格者を決定している。なお、筆記試験は、２題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

ⅲ　第２段階選抜２次試験：口述試験（第２段階選抜１次試験合格者のみ）

口述試験の点数と第２段階選抜１次試験の評価を点数化したものを合算して第２段階選抜２次試験の合格者を決定している。

ⅳ　入学者選抜における既修者認定（法学既修者認定試験）：入試合格後の入学手続時に希望者の申込みに応じて法学既修者認定試験を実施している（平成 22 年度入学者より、当分の間、実施しない）。法学既修者認定試験の対象科目は、１年次に配当の法律基本科目を中心とする 14 科目（すべて必修科目）であり、すべてに合格することが認定の要件である。

（２）本学法科大学院の社会的使命とアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方式

本学法科大学院の入学者選抜は、上記の出願資格や入学者選抜試験の内容から明らかなとおり、多様なキャリアを有する法曹人の養成という社会的要請に応えることを目的とし、Web 上及び社会人学生募集要項で謳う本学法科大学院のアドミッション・ポリシー、要するに、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」に基づいたものといえる。

基準６－１－３
法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準６－１－３に係る状況）
（１）これまでの入学者選抜試験結果の概要
平成 17 年度から平成 21 年度までの本学法科大学院の入学者選抜試験結果の概要及び合格者の内訳（性別、平均年齢、職種、出身大学、出身学部）は、以下のとおりである。

平成 21 年５月１日現在

年度	志願者数	第１段階選抜（書類選考）	第２段階選抜				備考
			１次試験（筆記試験）		２次試験（口述試験）		
		合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
⑰	496	221	216	98	97	40	
⑱	470	251	243	102	100	44	
⑲	511	249	234	102	97	50	
⑳	472	250	234	102	101	45	
㉑	278	186	176	87	86	45	

〔合格者内訳〕
①性別・平均年齢

年度	性　別		平均年齢（当該入学時現在）
	男	女	
⑰	28 名（70%）	12 名（30%）	約 33 歳
⑱	34 名（77%）	10 名（23%）	約 36 歳
⑲	43 名（86%）	7 名（14%）	約 33 歳
⑳	38 名（84%）	7 名（16%）	約 36 歳
㉑	40 名（89%）	5 名（11%）	約 35 歳

②職種

年度	職　　種						
	会社員	公務員（※１）	医師	司法書士	教員	弁理士	その他（※２）
⑰	20 名（50%）	17 名（42.5%）	１名（2.5%）	１名（2.5%）	－	－	１名（2.5%）
⑱	23 名（52%）	16 名（37%）	１名（2%）	－	１名（2%）	－	３名（7%）

⑲	27 名 (54%)	15 名 (30%)	２名 (4%)	－	－	２名 (4%)	４名 (8%)
⑳	24 名 (53%)	16 名 (36%)	２名 (4.5%)	－	１名 (2%)	－	２名 (4.5%)
㉑	28 名 (62%)	12 名 (27%)	２名 (4%)	－	－	－	３名 (7%)

※１　団体職員等を含む。

※２　社会人であった者等

③出身大学

年度	出身大学名	合格者数
⑰	東京大学	９名
	早稲田大学	５名
	慶應義塾大学	４名
	明治大学	３名
	筑波大学、中央大学、千葉大学、京都大学、広島大学	各２名
	北海道大学、東北大学、一橋大学、青山学院大学、国際基督教大学、創価大学、新潟大学、静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）、立命館大学	各１名
⑱	早稲田大学	12 名
	東京大学	７名
	京都大学	５名
	一橋大学、慶應義塾大学	各３名
	筑波大学、明治大学、立教大学、神戸大学	各２名
	東京学芸大学、東京工業大学、学習院大学、二松学舎大学、名古屋大学、大阪大学	各１名
⑲	東京大学	10 名
	早稲田大学	８名
	慶應義塾大学、明治大学	各６名
	一橋大学	３名
	日本大学	２名

	筑波大学、お茶の水女子大学、東京外国語大学、東京工業大学、東京農工大学、上智大学、東京電機大学、日本医科大学、法政大学、千葉大学、横浜市立大学、静岡大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学	各１名
⑳	東京大学	８名
	京都大学	７名
	早稲田大学	５名
	慶應義塾大学	４名
	東北大学、中央大学	各３名
	大阪大学	２名
	北海道大学、一橋大学、青山学院大学、國學院大学、上智大学、電気通信大学、東京都立大学（現「首都大学東京」）、東京理科大学、日本大学、法政大学、立教大学、静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）、九州大学	各１名
㉑	東京大学	９名
	早稲田大学	６名
	慶應義塾大学	４名
	大阪大学、京都大学、一橋大学、国際基督教大学、立命館大学	各２名
	北海道大学、東北大学、筑波大学、埼玉大学、東京工業大学、東京医科歯科大学、東京慈恵医科大学、名古屋大学、福井大学、青山学院大学、日本大学、明治大学、明治学院大学、成城大学、放送大学	各１名
	その他(※３)	１名

※３　本学法科大学院における出願資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であり、下記「④出身学部」の集計には含めない。

④出身学部

年度	出身学部		
	法学部	法学部以外の文系	理工系、医学系
⑰	26 名(65%)	6 名(15%)	8 名(20%)
⑱	26 名(59%)	10 名(23%)	8 名(18%)
⑲	20 名(40%)	17 名(34%)	13 名(26%)

⑳	14 名(31%)	15 名(33%)	16 名(36%)
㉑	20 名(45%)	10 名(22%)	14 名(31%)

（２）入学者選抜における公平性、開放性、多様性の確保

前述のとおり、入学者選抜における公平性、開放性、多様性は、本学法科大学院の基本目的を前提としたアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されているものであるが、そのことは、入学選抜試験の実施結果による合格者の内訳にも、如実に現れている。すなわち、過去５年度とも、合格者の 90%以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、多様な職種にわたっており、また、出身大学も、各年度を通じて東京大学と早稲田大学の比率がやや高いものの､これは同大学からの志願者数が他校に比べて多いことによるものであり、全体として広い範囲の大学にわたっている（本評価書 P51③参照)。入学者に占める自校（筑波大学）出身者は、優先枠を設ける等の何らの優遇措置をとっていないこともあり、平成 17 年度、平成 18 年度は各２名、平成 19 年度は０名、平成 20 年度は０名、平成 21 年度は１名にとどまっている。また、その出身学部も、法学部以外の学部出身者が年々増加し、平成 19 年度以降、法学部以外の学部出身者の割合が法学部出身者の割合を上回る状況となっている。《別添資料２「別紙２（別紙様式２）学生数の状況」参照》【解釈指針６－1－３－１】

本学法科大学院では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は、一切行っていない。【解釈指針６－1－３－２】

基準６－１－４
入学者選抜に当たっては，法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準６－１－４に係る状況）

（１）適性試験の成績と社会人のキャリア等も考慮した第１段階選抜（書類審査）

本学法科大学院の第１段階選抜（書類審査）においては、前述のとおり、合格者の約 80％を大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する適性試験の結果を用いて選抜し（適性試験は、大学入試センターの点数を基準とし、日弁連法務研究財団の成績は対応表による。)、合格者の約 20％は、適性試験の点数と提出書類の総合評価によって選抜しているが、後者の約 20％の選抜において、前述のとおり、提出書類に記載された大学学部での成績、顕著な語学資格や各種資格などを評価して適性試験との総合評価によって選抜を行っている。【解釈指針６－1－４－１】

なお、上記出願提出書類の中に、「資格等」の一つとして、旧司法試験の短答式試験又は論文式試験の合格実績、あるいは法学既修者試験合格実績等を記載している入学候補者がみられるが、これに対する本学法科大学院の入学者選抜における取扱いは、これを資格等に含めて評価することは一切しない。

（２）筆記試験（論文）及び口述試験による第２段階選抜

入学者選抜における第２段階選抜において、筆記試験（論文）と口述試験を実施し、前者の論文試験において、受験生の読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題して実施し、後者の口述試験において２名の教員による個別面接によって、主に法曹人になるための資質、高い志、熱意等を評価している。

（３）入学者選抜方式における公平性の確保

第１段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の選抜比率（約 80％と約 20％)、第２段階選抜１次試験（筆記試験）における筆記試験と適性試験の評価比率（２対１）などを事前に公表し、あるいは､筆記試験における各問題の配点を平成 18 年度以降は試験問題上で明記するなどして、客観的な公平性を保持する手段を講じている。

なお、入学者選抜過程の公正さを確保するため、直接志願者と面談する口述試験において、面接を担当する教員が、受験生と３親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、「専攻会議」の申し合わせ事項として確認している。

入試合格後の入学手続時に希望者の申込みに応じて、おおよその社会人が休日となる３月の土日（２日間）に法学既修者認定試験を行う。この法学既修者認定試験の対象科目は、1 年次に配当されている法律基本科目を中心に 14 科目（すべて必修科目）であり､計 30 単位すべてに合格しなければ､最短２年で修了可能（既修者認定）とはならない。

なお、これまでに既修者認定を受けた者がいないこと、時間的に制約された夜

間社会人大学院であること、長期的観点に立ったプロセスとしての教育が重要であることに鑑みて、平成 22 年度入学者より当分の間、この試験を実施しないことを決定している。

基準６－１－５
入学者選抜に当たって,多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準６－１－５に係る状況）

（１）本学の法科大学院としての特性と「社会人」の定義づけ

本学法科大学院は、社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、本学法科大学院の出願資格において、多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを原則的に求めている。「多様な知識又は経験を有する者」の要件について、本学法科大学院の出願資格としての「社会人」とは、前述のとおり、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者、又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、或いは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指しており、この定義づけについては、毎年度、募集要項や Web 等において公表している。「社会人」の定義自体に多様性が含まれているが、加えて、顕著な語学資格や各種資格等の要件により、その幅を拡げている。なお、大学等の在学生についても、本学法科大学院入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願資格を付与しているが、前述の入学者選抜のなかで、社会人と同様、「多様な知識又は経験を有する者」として、学業成績のほか、顕著な語学資格や各種資格等、また在学時の社会的活動の経験等を求めている。【解釈指針６－１－５－１】、【解釈指針６－１－５－２】

（２）入学者の実情

入学者選抜の結果にみる入学者の実情は、別添資料２『別紙２（別紙様式２）「学生数の状況」』のとおりであり、毎年度、40 名程度が入学し、その全員が実務等の経験を有する者である。その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である。また、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の数及びその割合は、平成 17 年度は入学者 40 名のうち 14 名（35%）、平成 18 年度は入学者 40 名のうち 16 名（40%）、平成 19 年度は入学者 43 名のうち 29 名（67%）、平成 20 年度は入学者 40 名のうち 28 名（70%）、平成 21 年度は入学者 40 名のうち 23 名（58%）であり、多くの年度において、法学部出身者の割合を上回っている。【解釈指針６－１－５－３】

なお、改善を要するとまではいえないが、これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るためには、大学ウェブサイト等を通じたより一層の広報活動を行うことが必要であると考えている。また、女性の入学者数が、短期の数字ではあるが、減少傾向にある。夜間の大学院であることの結果とも言えるが、今後の動向を注意深く見守っていく必要があると考えている。

６－２　収容定員と在籍者数

基準６－２－１
法科大学院の在籍者数については，収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準６－２－１に係る状況）

本学法科大学院の収容定員と在籍者の実情

本学法科大学院の収容定員は、120 名である（入学定員 40 名）。これに対し、在籍者等の実情は、下記の表のとおりであり〔下記表の（　）内は女子数であり、在籍者には、原級留置者及び休学者が含まれる〕、平成 21 年度の在籍者数は、１年次 46 名、２年次 40 名、３年次 43 名で総数 129 名となっており、収容定員と概ね合致し、収容定員を上回る状態が恒常的なものとはなっていない。毎年度、入学者選抜において適正な合格者数の決定に努めている結果と考えられる。また、入学者選抜を書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の３段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。【解釈指針６－２－１－１】、【解釈指針６－２－１－２】

なお、入学者数がほぼ毎年度定員数と同じであるのにもかかわらず、収容定員が若干ではあるが 120 名を上回っているのは、主として、社会人院生に特有の事情、すなわち、在籍中の海外勤務命令等の勤務上の都合による休学が多いことによる。この点についても、できる限り、面接指導を通じて院生の事情を把握し、休学すべき事情があるか否かを確認している。

【入学者数と入学定員超過率】

	種別	入学定員【a】(人)	志願者数（人）	合格者数（人）	入学者数【b】（人）	入学定員超過率〔b／a〕
平成17年度	法学未修者	40	496(94)	40(12)	40(12)	1
	法学既修者		(　)	(　)	(　)	
平成18年度	法学未修者	40	470(91)	44(10)	40(　8)	1
	法学既修者		(　)	(　)	(　)	
平成19年度	法学未修者	40	511(76)	50(7)	43(　7)	1.07
	法学既修者		(　)	(　)	(　)	

平成20年度	法学未修者	40	472(91)	45(7)	40(8)	1
	法学既修者		( )	( )	( )	
平成21年度	法学未修者	40	278(51)	45(5)	40(7)	1
	法学既修者		( )	( )	( )	

【在籍者数】

	種別	１年次	２年次	３年次
平成 17 年度	法学未修者	40 (12)		
	法学既修者			
平成 18 年度	法学未修者	47 (10)	32 (９)	
	法学既修者			
平成 19 年度	法学未修者	49 (７)	41 (10)	32 (９)
	法学既修者			
平成 20 年度	法学未修者	49 (８)	43 (９)	38 (８)
	法学既修者			
平成 21 年度	法学未修者	46 (８)	40 (８)	43 (９)
	法学既修者			

基準６－２－２
入学者受入において，所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準６－２－２に係る状況）

入学者選抜における合格者数決定の実情等

本学法科大学院は、毎年、入学者選抜において、所定の入学定員（40 名）と乖離しないように、前年度の合格者の歩留まり比率等を斟酌して、適宜合格者数の見直しを行っており、その結果が、収容定員とほぼ合致した在籍者数となっている。今後も、このバランスが維持できるように、毎年度、在籍者数と前年度の合格者の歩留まり状況等を踏まえて、適宜、入学者選抜における合格者数の見直しを行っていく所存である。

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・　入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆる PDCA サイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。

・　基準６－１－２で示したように、志願者及び合格者（在籍者）の数字とその内訳は、社会人に特化した法科大学院としての本学法科大学院の位置付けにふさわしいものとなっている。質、量ともに、国立大学法人唯一の夜間社会人法科大学院の趣旨に合致した、多様な志願者・在籍者を得ることができた。

・　入学者選抜を、書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の３段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。

改善を要する点

・　改善を要するとまではいえないが、これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るためには、大学ウェブサイト等を通じたより一層の広報活動を行うことが必要であると考えている。

・　女性の入学者数が、短期の数字ではあるが、減少傾向にある。夜間の大学院であることの結果とも言えるが、今後の動向を注意深く見守っていく必要があると考えている。

第７章　学生の支援体制

１　基準ごとの分析

７－１　学習支援

基準７－１－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，また，教育課程上の成果を上げるために，各法科大学院の目的に照らして，履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準７－１－１に係る状況）

（１）新入生ガイダンス

入学生に対し入学前には特に説明会を開催していないが、入学式直後に新入生ガイダンスを行っている。このガイダンスにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、大学院便覧などの配付資料を基にカリキュラムの内容と構成、履修すべき科目等の説明を行っている。《別添資料 25「平成 21 年度筑波大学東京キャンパス大学院入学式・オリエンテーション日程表、入学式配付物一覧」、別添資料 26『平成 21 年度筑波大学法科大学院オリエンテーション次第、配付資料一覧』参照》【解釈指針７－１－１－１】、【解釈指針７－１－１－２】、【解釈指針７－１－１－４】

（２）履修指導

本学法科大学院の学生は、原則的に法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は学生が法学未修者であることを前提として講義を行い、加えてチューターの補助により万全を期す体制をとっている。《資料 14「筑波大学法科大学院ウェブサイト「チューター制度について」参照》

また、本学法科大学院の学生は、多方面で実際に活躍している社会人がほとんどであることから、より多様な展開・先端科目を用意している。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生ガイダンスにおいても、大学院便覧やシラバスを利用して説明している。また、履修登録期間内であれば、選択に応じて、履修科目を変更することが可能である。なお、現在までに法学既修者の認定を受けた者はいないが、法学既修者として認定された場合には、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、新入生ガイダンス、入学時の個別相談・面接の実施、実務系科目の最初の講義の際にガイダンスを行うことが予定されていた。《別添資料６「2009 年度筑波大学法科大学院シラバス」、別添資料７「平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）」、別添資料 25「平成 21 年度筑波大学東京キャンパス大学院入学式・オリエンテーション日程表、入学式配付物一覧」、別添資料 26『平成 21 年度筑波大学法科大学院オリエンテーション次第、配付資料一覧』参照》【解釈指針７－１－１－２】、【解釈指針７－１－１－４】

（３）形成支援プログラム

本学法科大学院は、平成 17 年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。このプロジェクトは、「夜間社会人学生用実践的学習支援システムー高速ネット通信活用によるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システムの開発ー」と称するものである。これは、本学法科大学院が有する高速インターネット通信に対する豊富な物的、人的インフラを最大限に活用して、昼間に定職を持つため、出張等による通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学習時間の確保困難など、夜間社会人学生という特性に基づく時間的ハンディキャップを解消するための実践的学習支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システム）の開発を目的とするものである。

具体的には、平成 17 年度と 18 年度の２ヶ年で、①ビデオ会議システムによる遠隔オフィスアワーとバ―チャル・ゼミナールの開発、②授業の録画とストリーミング配信システムの開発、および③リーガルクリニック用日程管理システムの開発を実施した。

①は高速ネットワーク通信技術を利用したコミュニケーション・ツールの開発である。すなわち、前者は、Web カメラ等を利用し、学生が自宅等のパソコンを介して、学外の遠隔地からもオフィスアワーを利用可能とする仕組みであり、後者は、サイバー空間を利用し、それぞれ自宅等の別の場所にいながら、複数学生によるフェイス･トゥー･フェイスの形での議論や共同学習の機会を確保する仕組みである。

②は映像教材配信システムの開発である。講義自体をストリーミングしてデジタル録画したり、また講義で言及された事件等に関する写真や動画等のデジタルコンテンツを補助教材として作成したりして、学生が自宅等のパソコンから自由にこれを閲覧可能なものにする仕組みである。

③はリーガルクリニック用日程管理システムの開発である。夜間社会人学生の場合、日中に、リーガルクリニックを行う法律事務所（弁護士法人筑波アカデミア法律事務所）に在所したり法廷に出頭したりすることが困難な場合があるため、本学法科大学院では、「リーガルクリニック」にフレックスタイム制を導入し、学生が任意に選択した一連又は分割した日時に受講することを可能とした。受講者の確定のためには、弁護士は予め学生が参加できる事件の日程を開示し、学生はこれを見て参加を希望する日時の申し出を行い、弁護士は同時に２人までの学生を原則として先着順に受け付けるという手順を採ることになる。このためリアルタイムでの複雑な日程調整管理システムが必要となり、③はこの仕組みをコンピュータ化したものである。

なお、上記のシステムについては、平成 20 年度の予算を用いて、さらに、②の映像教材配信システムについて改修を施し、この改修により、講義を視聴することができる対象者の設定をより詳細に行うことが可能となった。

上記システムの開発により、高速インターネット通信を通じて、夜間社会人学生という特性に起因する時間的制約のハンディキャップを解消する体制が整っている。

なお、夜間社会人学生用実践的学習支援システムは、本学法科大学院の学生の特

性に応じたものであり、同システムの利用をさらに一層活用できるよう、教員が努める必要があるように思われる。

（４）TWINS の活用《資料 12「筑波大学ウェブサイト（TWINS)」参照》

平成14年４月から、本学では、新学務システムであるTWINS(Tsukuba Web-based Information Network System) を、全学群・学類の授業等を対象とした学務システムのWeb化の中で、学生、教員及び事務職員がこれまでよりもはるかに直接的、タイムリーにコミュニケートできることを目的として導入した。TWINSは、教職員および学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有を図るソリューションとして、オンライン・ネットワークを活用し、稼動している。社会人学生にとっては、学内からアクセスできるだけでは情報の提供としては不十分である。TWINSは、学外からのアクセスも可能であり、それによって、教職員および学生に対する迅速かつ公平な情報提供が確保され、授業科目担当教員と科目受講生との間での双方向・多方向コミュニケーションが実現している。(URL: https://twins.tsukuba.ac.jp/)

（５）法科大学院ウェブサイトの活用《資料28「筑波大学法科大学院ウェブサイト」参照》TWINSの活用に加え、現在では、法科大学院ウェブサイトの開設により、教職員及び学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有が、さらに一層図られている。

資料 12

筑波大学ウェブサイト（TWINS)

基準７－１－２
各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で，教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう，学習相談，助言体制の整備がなされていること。

（基準７－１－２に係る状況）

オフィスアワーの担当者､曜日､時間を記載した一覧表を新学期に配布している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が研究室において、学習相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼担教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間を授業１回当たり４時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。《別添資料８『教務に関わる事項「８．オフィスアワーについて」』参照》【解釈指針７－１－２－１】

また、学生とのコミュニケーションを充実させるため、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見や相談を常時受け付けている。意見箱には、１か月平均１～３件あり、教務委員会の担当者が定期的に開き、その内容によっては教務委員会で検討し、場合によっては専攻会議で対応を協議している。これまで、学習環境に関する希望などが専攻会議で協議され、改善の参考とされている。また、投書者に回答が必要な場合には、教務委員会が回答している。学生からの具体的な要望は次のとおりである。

①「本学法科大学院内に無線 LAN を設置してほしい。」
②「自習室の空調運転を休業日（日曜日及び月曜日）にも行ってほしい。」
③「個人用ロッカー以外にも私物を置くスペースを確保してほしい。」
④「レジュメなどは、ウェブサイトにも掲載してほしい。」
⑤「学生用のコピー機を設置してほしい。」
⑥「学生用にスキャナを設置してほしい。」
⑦「図書・自習室の閲覧（自習）席の専有を禁止してほしい。」
⑧「期末試験日時の詳細を早めに周知してほしい。」

などで、主に施設・設備等の要望が多く、①～⑥は既に対応済である。⑦は掲示等に２日以上の専有は禁止である旨周知したことにより、ほぼ収束した。また、⑧についても、試験の１ヶ月前位に掲示を随時行っているため、対応済である。

なお、学習相談等を行う施設や環境等については、個別相談にも応じられるような面談スペースとしてゼミ室４が確保されており、メール等による学習相談にも応じられるネット環境も整備されている。《資料 13「意見箱に投ぜられた意見の処理手続について」参照》【解釈指針７－１－２－２】

資料 13

意見箱に投ぜられた意見の処理手続について（掲示文書）

2005 年 6 月 21 日

筑波大学法科大学院教務委員会

意見箱に投ぜられた意見の処理手続について

法科大学院では、院生の方々の生の声を聴取するために意見箱を設置しております。意見箱に投ぜられた意見の処理手続については、5 月 24 日の説明会でもお話ししたとおりですが、念のため、再度文書にて説明しておきます。

意見箱は事務室職員立会いの下に教務委員会の中の担当者が開錠し、当該教務委員のみが意見書を見分します。その後、教務委員会、場合によっては教員会議で意見が披露されることもありますが、意見はすべて匿名化されております。院生の氏名が特定されることはありません。

このような手続きであることを理解の上、意見箱をご利用ください。

基準７－１－３
各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準７－１－３に係る状況）

本学法科大学院においては、チューター制度を採用して、学習支援の体制をとっている。チューターは学生と年齢的に離れていない若手弁護士 14 名が公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。本学法科大学院では、法律学を勉学した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができることからか、学生からの評価が高い。《資料 14『筑波大学法科大学院ウェブサイト「チューター制度について」』、別添資料 27「チューターゼミの実施案内（掲示文書）ほか」参照》（URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/kyouiku/shien.html）

資料 14

筑波大学法科大学院ウェブサイト「チューター制度について」

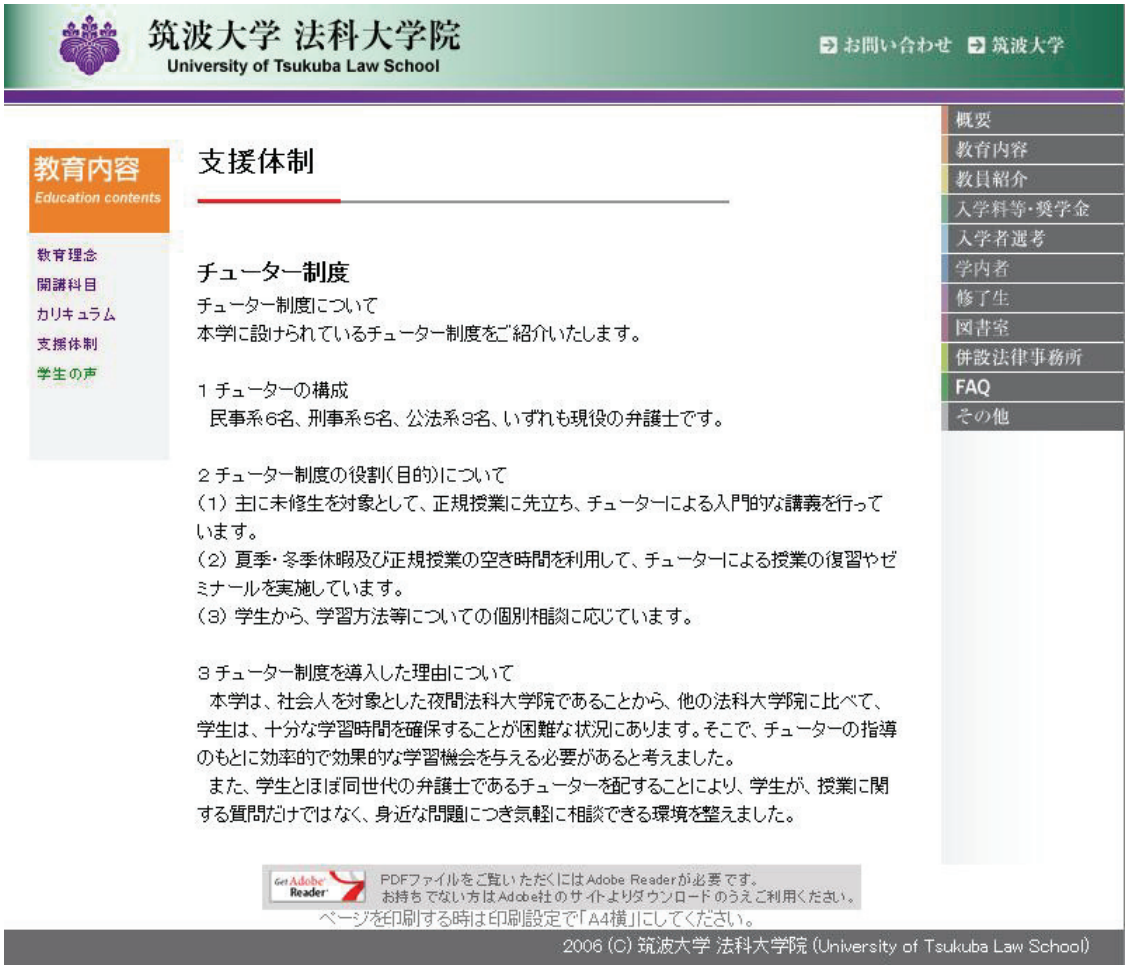

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

教育内容
Education contents

教育理念
開講科目
カリキュラム
支援体制
学生の声

概要
教育内容
教員紹介
入学料等・奨学金
入学者選考
学内者
修了生
図書室
併設法律事務所
FAQ
その他

支援体制

チューター制度

チューター制度について
本学に設けられているチューター制度をご紹介いたします。

１チューターの構成
民事系6名、刑事系5名、公法系3名、いずれも現役の弁護士です。

２チューター制度の役割（目的）について
（1）主に未修生を対象として、正規授業に先立ち、チューターによる入門的な講義を行っています。
（2）夏季・冬季休暇及び正規授業の空き時間を利用して、チューターによる授業の復習やゼミナールを実施しています。
（3）学生から、学習方法等についての個別相談に応じています。

３チューター制度を導入した理由について
本学は、社会人を対象とした夜間法科大学院であることから、他の法科大学院に比べて、学生は、十分な学習時間を確保することが困難な状況にあります。そこで、チューターの指導のもとに効率的で効果的な学習機会を与える必要があると考えました。
また、学生とほぼ同世代の弁護士であるチューターを配することにより、学生が、授業に関する質問だけではなく、身近な問題につき気軽に相談できる環境を整えました。

Get Adobe Reader　PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。お持ちでない方はAdobe社のサイトよりダウンロードのうえご利用ください。
ページを印刷する時は印刷設定で「A4横」にしてください。

2006 (C) 筑波大学 法科大学院 (University of Tsukuba Law School)

７－２　生活支援等

基準７－２－１
学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言，支援体制の整備に努めていること。

（基準７－２－１に係る状況）

学生に対する経済的支援に関しては、奨学援助制度と提携金融機関(三菱東京 UFJ 銀行、第一勧業信用組合)の専用ローンを用意している。奨学援助制度としては、学内では優秀な学生の修学継続を容易にするため奨学援助の一環として入学料、授業料免除制度を設けており、また学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報(掲示文､「ウェブサイト」や「大学院便覧」の掲載）を行っている。《資料 15「筑波大学法科大学院学費ローン（三菱東京 UFJ 銀行）（パンフレット)」、資料 16「筑波大学法科大学院生専用ローン（第一勧業信用組合）（パンフレット)」参照》【解釈指針７－２－１－１】

なお、平成 17 年度においては、入学料あるいは授業料の免除申請が５件あったがいずれも不許可となっている。同 18 年度においては、２件の入学料の免除申請はいずれも不許可となっているが、７件の授業料免除申請のうち５件の半額免除が許可されている。同 19 年度においては、３件の入学料の免除申請はいずれも不許可となっているが、11 件の授業料免除申請のうち６件の半額免除が許可されている。同 20 年度においては、６件の入学料の免除申請はいずれも不許可となっているが、19 件の授業料免除申請のうち７件の半額免除が許可されている。また、日本学生支援機構奨学金については、平成 17 年度は第１種が１名、同 18 年度は第１種、第２種併用が１名、第２種が１名、同 19 年度は第１種が１名、同 20 年度は第１種が１名、貸与を受けている。

学生の相談に関しては、原則的に教務委員会が対応している。すなわち、各種のハラスメントについては相談担当者（１名）を選任してあるが、その他の相談については、教務委員会が指定する教員が相談を受けている。学内には教務委員会が管理する意見箱が設置されており、意見ばかりでなく学生生活に関する相談も寄せられている。学生から寄せられた相談については、専攻会議で報告すべきものは報告し、必要性がある場合には相談を寄せた学生と直接面談してその相談に対応している（記名の相談の場合)。また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては利用が困難であるため、電話相談という形ではあるが、利用可能となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、本学の筑波地区キャンパスにおいて学生向けに実施される健康診断を受けられる他、希望があれば、東京地区大塚キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受けることもできるようになっている。なお、その他、事務室に救急箱が備えてある他、急な体調不良者の発生等に対して臨機応変に救急車の手配等の適切な対応を行えるように努めている。また、ダイビル管理

部においては、１階エントランスホールに AED が設置された。《資料 13「意見箱に投ぜられた意見の処理手続について」(掲示文書)、資料 17「ハラスメントのない快適なキャンパスを（パンフレット)」参照》【解釈指針７－２－１－２】

資料 15

筑波大学法科大学院学費ローン（三菱東京 UFJ 銀行）（パンフレット）

筑波大学法科大学院　入学生ならびに在学生のご父兄の皆さまへ
皆さまだけの優遇金利の
提携学費ローンをご案内します。

筑波大学法科大学院学費ローン

筑波大学法科大学院学費ローンは、三菱東京ＵＦＪ銀行が皆さまだけにご用意した
特別金利の学費ローンです。ぜひご活用ください

ご利用いただける方	・お借入時の年齢が20歳以上で、筑波大学法科大学院への入学生および在学生の学費を負担されるお客さま。 ・当行所定の保証会社の保証を受けられるお客さま。
資金使途	筑波大学法科大学院に納付する学納金（ただし、前年以前に納付済の金額は除きます）
借入金額	10万円以上300万円以内（1万円単位）
借入期間	変動金利　1年～10年（6ヵ月単位） 固定金利　1年～7年（6ヵ月単位）
返済方法	・毎月元利均等返済（お借入金額の50%までボーナス月の加算返済（年2回）も可能です。） ・在学期間中（最長3年、1単位）の元金据置が可能です。
借入利率	・変動金利　年　3．975%　・固定金利　年　5．375% ※皆さまだけの優遇レートです。（平成21年2月1日現在）
手数料・保証料	・不要
担保・保証人	・保証会社の保証をご利用いただきますので、担保・保証人の必要はありません。

※提携学費ローンについて、くわしくは窓口の商品説明書（教育ローン）をご覧ください。

＜ご注意事項＞
※窓口にお申し付けいただければ、返済額を試算いたします。
※お申し込みに際しては当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。
　なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

お申込時にご用意いただくものは次の通りです。くわしくは下記までお問い合わせください。
■ご本人さまを確認できる書類（運転免許証またはパスポート等で有効期限内のもの）
■ご収入を確認できる書類（源泉徴収票、住民税決定通知書等）
■住民票写し（コピーではありません）、住民票記載事項証明、外国人登録原票記載事項証明書、
　外国人登録原票の写しのいずれかで、住民票写しと住民票記載事項証明は発行後1ヵ月以内のもの
■健康保険証（原本をお持ちください）
■合格通知書または在学証明書
■学費納付書等、納付金額を確認できる書類
■ご預金印

お申し込み・お問い合わせは下記は
お近くの三菱東京 UFJ 銀行までお気軽にお申し付けください。

三菱東京UFJ銀行
MUFG

資料 16

筑波大学法科大学院生専用ローン（第一勧業信用組合）（パンフレット）

筑 波 大 学　法科大学院生の皆さんへ

第一勧業信用組合が法科大学院生の皆さんのために開発した

『法科大学院生専用ローン』

私ども「第一勧業信用組合」は、都内一円を営業区域とした地域信用組合でございます。
法科大学院生ご本人にご融資する、「法科大学院生専用ローン」を日本で最初に開発しました。

＜ 本ローンのメリット ＞

① 法科大学院生ご本人に、ご融資いたします。
② 最高600万円まで、ご融資いたします。
③ 司法試験合格後はさらに低金利に、元金の返済は司法修習終了後から開始となります。
④ 東京都内に住んでいるか勤務していることが条件となります。
⑤ 最長10年間借入できます（元金据置期間含む）

＜ 受付窓口は個人ローンセンターとなります ＞

〒160-0004　新宿区四谷2－13
第一勧業信用組合・個人ローンセンター
電　話　03－3358－0812
受付時間　平日9時～17時まで
FAX送信先　03－3358－6140
フリーダイヤル　0120－608－234

平成20年12月1日現在

資料 17

ハラスメントのない快適なキャンパスを（パンフレット）

７－３　障害のある学生に対する支援

基準７－３－１
身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準７－３－１に係る状況）

身体に障害のある者に対して等しく受験の機会を確保している。本学法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書室等の教育に関する施設をはじめ本学法科大学院の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、洗面所については、身障者用トイレが置かれ、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。【解釈指針７－３－１－１】、【解釈指針７－３－１－２】

平成 19 年度入学試験においては、運動系に障害がある者（交通事故による頚部負傷）から出願があり、大学入試センター実施の法科大学院適性試験時と同様な対応（受験時において、頭の上げ下げに支障があるため、後方の席による受験とした。）すべく準備していたが、第１段階選抜（書類選考）に不合格のため、実施されなかった。また、平成 21 年度入学試験においては、聴覚に障害のある者が１名受験したが、書面により適宜伝達等を行った。今後、身体に障害がある者が入学した場合、例えば、修学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。なお、全学的な組織として、筑波大学障害学生支援室も設置されている。《資料 18「誰もが輝くキャンパスを（パンフレット）」参照》【解釈指針７－３－１－３】

資料 18

誰もが輝くキャンパスを（パンフレット）

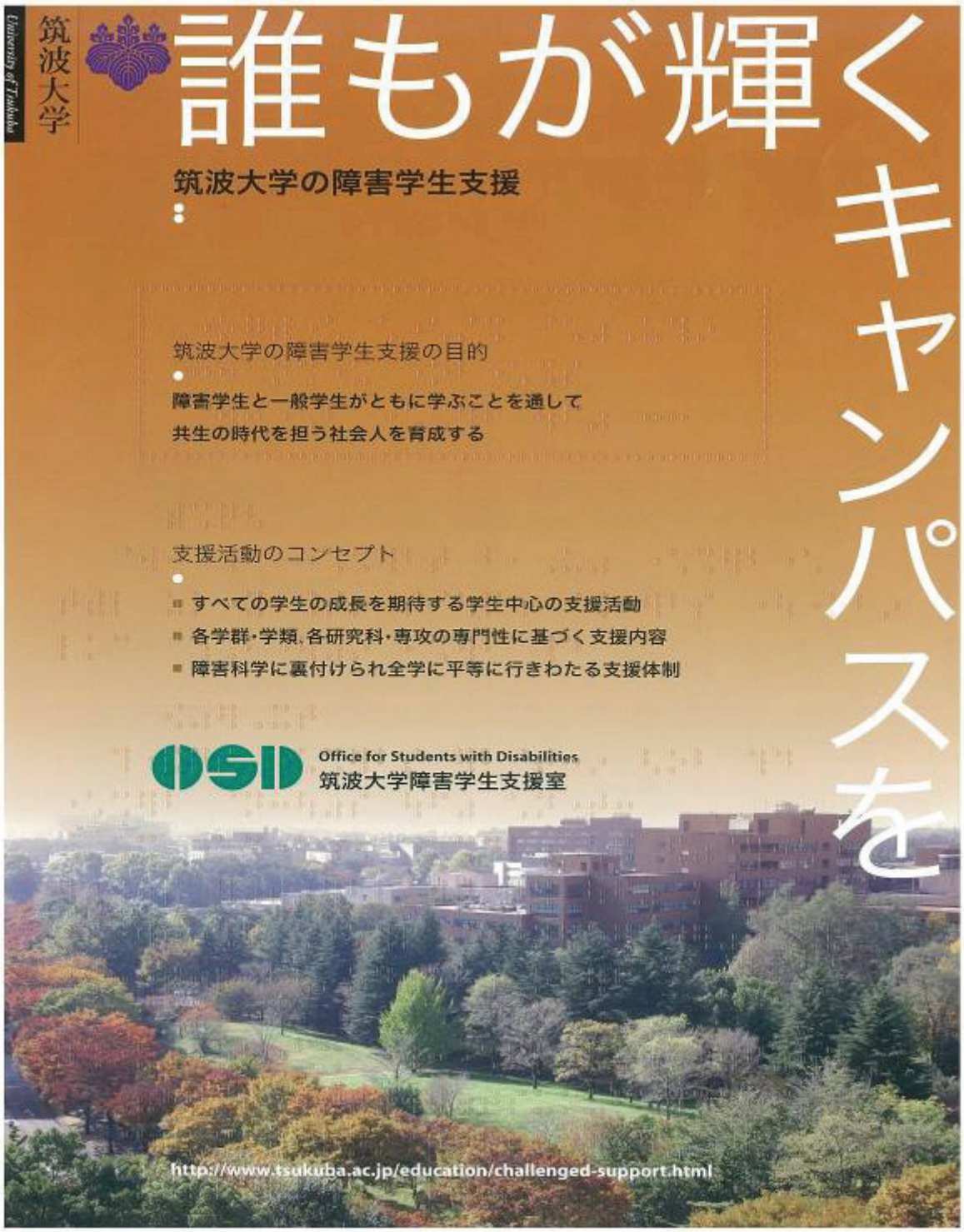

７－４　職業支援（キャリア支援）

基準７－４－１
学生支援の一環として，学生がその能力及び適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように，必要な情報の収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言に努めていること。

（基準７－４－１に係る状況）

学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が実務系の科目の講義において、それぞれの分野に進むために必要な情報を提供するように努めている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士の実務家（チューターも含む。）が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それらについても講義やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。【解釈指針７－４－１－１】

なお、従来は、筑波キャンパスにおいては学生部就職課があり、在学生はここで進路相談や就職活動のための資料閲覧、ガイダンスへの参加等ができるようになっていたのに対して、東京キャンパスにおいては、現職社会人が大半を占めているため、組織的な進路指導等は行われていなかったが、平成 20 年１月から秋葉原ダイビル 14 階内に就職活動を行う学生支援のため、就職情報関連資料や検索・閲覧用のパソコンを常置した「就職活動支援コーナー」が設置された。

また、本学法科大学院においても、上述のような教員レベルの進路相談等に加え、今後、組織的な進路指導等ができるよう体制の検討を要するものと認識しており、「ジュリナビ」（URL: http://www.jurinabi.com）に参加することにより、必要な情報の収集・管理・提供等に努めている。

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・学習支援、生活支援、障害のある学生に対する支援、職業支援に関する制度体制は一通り整っているものと思われる。特に、学習支援については、本学法科大学院の学生の特性に応じた夜間社会人学生用実践的学習支援システムが実施されており、今後、画期的な成果が上がるものと期待される。
・学生数が少ないことから教員と学生とのコミュニケーションは十分に図ることができている。また、現在、意見箱に学生から寄せられる意見は１か月平均１～３件あり、毎月開催される教務委員会で検討され、場合によっては専攻会議で対応を協議している。

改善を要する点

夜間社会人学生用実践的学習支援システムは、本学法科大学院の学生の特性に応じたものであり、同システムの利用をさらに一層活用できるよう、教員が努める必要があるように思われる。

第８章　教員組織

１　基準ごとの分析

８－１　教員の資格と評価

基準８－１－１
研究科及び専攻の種類及び規模に応じ，教育上必要な教員が置かれていること。

（基準８－１－１に係る状況）

本学法科大学院では、入学定員 40 名を１クラス編成にしているため、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて、さらに少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行っている。専任教員 17 名（常勤の実務家専任６名を含む。)、兼担教員６名、兼任教員 27 名の総数 50 名であり、本学法科大学院において夜間開講というハンディキャップを補うためにも十分な教育と実務教育を行うことができる水準を確保している。《別添資料３『別紙２（別紙様式３）「教員一覧」』参照》

また、実務家専任教員は、法律実務基礎科目だけを担当しているのではなく、法律基本科目の「民事法総合Ⅰ[民法中心]」、「民事法総合Ⅱ[商法中心]」、「民事法総合Ⅲ〔民事手続法中心〕」、「民事法総合演習Ⅰ〔民商法中心〕」「民事法総合演習Ⅱ〔民事手続法中心〕」、「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」、「民事法最新判例研究」を担当し、研究者教員と協力及び共同により、理論と実務の架橋としての法曹教育ができるように配慮している。また、展開・先端科目である「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「経済刑法」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」も実務家専任教員が担当している。《別添資料５「2008 年度筑波大学法科大学院シラバス」、別添資料６「2009 年度筑波大学法科大学院シラバス」、別添資料３『別紙２（別紙様式３）「教員一覧」』参照》

基準８－１－２
　基準８－１－１に規定する教員のうち，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が，専任教員として専攻ごとに置かれていること。
（１）専攻分野について，教育上又は研究上の業績を有する者
（２）専攻分野について，高度の技術・技能を有する者
（３）専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

（基準８－１－２に係る状況）

基準８－１－２（１）の「教育上又は研究上の業績を有する者」は、専任教員 17 名中 11 名であり、同基準（２）の「高度の技術・技能を有する者」の該当者は無であり、同基準（３）の「特に優れた知識及び経験者」としては、実務家専任教員６名が該当する。

教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績、担当する専門分野などの掲載は、本学ウェブサイト上の「研究者総覧（TRIOS）」《資料 19『筑波大学ウェブサイト「TRIOS」』参照》や、本学法科大学院ウェブサイト上の「教員紹介」《資料 20『筑波大学法科大学院ウェブサイト「教員紹介」（抜粋）』参照》において行っている。また、兼任教員についても、当該資料は学内外に開示している。なお、専任教員については、その知識経験を活かした学外での公的活動や社会貢献活動についても、上記「研究者総覧（TRIOS）」において、学内外に開示されている。

（資料 19 URL: http://www.trios.tsukuba.ac.jp/scripts/websearch/index.htm）
（資料 20 URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/teacher/index.php）

なお、専任教員 17 人のうち、専任ではあるが他の大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）は３人である。この３人は、大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻及び大学院人文社会科学研究科法学専攻における専任教員に算入されているが、この人数は、専門職大学院設置基準附則２号で示される教員数（12 人の３分の１である４人）の範囲内である。《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」、別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》【解釈指針８－１－１・２－１】、【解釈指針８－１－２－２】、【解釈指針８－１－２－３】、【解釈指針８－１－２－４】

当該専任教員の約８割（17 名中 13 名）は教授である。

法律基本科目については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）において専任教員を配置している。

法律実務基礎科目については、実務家専任教員５名を中心として、各法曹界から派遣裁判官、派遣検察官及び弁護士による兼任講師が担当している。また、法律実務基礎科目のうち、「法情報処理」については、法情報処理に関する専門知識のある司書が担当している。

基礎法学・隣接科目については、「刑事政策」を専任教員が担当しているが、他の科目については、兼任教員が担当している。

展開・先端科目については、その約半数（34 科目中 14 科目）を専任教員が担当し、残りの４科目を兼担教員が、また 14 科目を兼任教員が担当している。

資料 19　　筑波大学ウェブサイト「TRIOS」

筑波大学
研究者総覧

日本語　English

- 簡易検索
- キーワード検索
- 所属別一覧
- 専門分野別一覧
- 条件指定検索
- 研究者情報全文検索

現在までのアクセス数
00355528

研究者総覧の内容について
無断転用を禁止します。

公開ファイル作成日：
2009/05/22

研究者総覧トップへ

閉じる

TRIOS

筑波大学研究者情報システム
(Tsukuba Researchers Information Online System)

←左側のメニューで検索方法をお選びください。

筑波大学研究推進部研究企画課

資料 20　　筑波大学法科大学院ウェブサイト「教員紹介」（抜粋）

筑波大学 法科大学院
University of Tsukuba Law School

お問い合わせ　筑波大学

教員紹介
Teacher Introduction

- 専任教員
- 兼担教員
- 非常勤講師

専任教員

教員名一覧

青柳　幸一	新井　誠	植草　宏一	江口　隆裕	大塚　章男	小幡　雅二
上山　泰	北　秀昭	徳本　穣	藤村　和夫	藤原　静雄	宮城　啓子
山浦　善樹	岡　伸浩	岡上　雅美	照沼　亮介	村上　正子

青柳　幸一	AOYAGI Koichi	教授 新司法試験考査委員
最終学歴	慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程	
専門分野	憲法学	
主な業績	『個人の尊重と人間の尊厳』尚学社〈1996年〉;『人権・社会・国家』尚学社〈2002年〉;『憲法における人間の尊厳』尚学社〈2009年〉;『人間・科学技術・環境』〈共編〉信山社〈1999年〉;『未来志向の憲法論』〈共編〉信山社〈2001年〉;『ベーシック・ラーニング　ロースクール憲法』〈共編〉第一法規〈2004年〉;『先端科学技術と人権』〈共編〉信山社〈2005年〉	
担当科目	憲法I, 憲法演習II, 憲法最新判例研究I,II	

▲トップへ戻る

新井　誠	ARAI Makoto	教授
最終学歴	法学博士〈ミュンヘン大学法学部〉	
専門分野	民法, 信託法	
主な業績	高齢社会の成年後見法［改訂版］』有斐閣〈1999年〉,『信託法［第3版］』有斐閣〈2008年〉	
担当科目	民法VI, 信託法	

▲トップへ戻る

植草　宏一	UEKUSA Hiroichi	教授〈実務家教員〉 実務経験等：弁護士〈司法研修所教官歴あり〉
最終学歴	東京大学法学部	
専門分野	民事法, 民事手続法	
主な業績	『新民事訴訟法施行三年の総括と将来の展望』〈共著〉西神田編集室〈2002年〉,『要件事実体系　一般民事編』〈共著〉第一法規2006年	
担当科目	民事法総合演習I,II, 法律文書作成I, 要件事実論・事実認定論, リーガルクリニック	

▲トップへ戻る

- 概要
- 教育内容
- 教員紹介
- 入学料等・奨学金
- 入学者選考
- 学内者
- 修了生
- 図書室
- 併設法律事務所
- FAQ
- その他

基準８－１－３
教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準８－１－３に係る状況）

「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」《別添資料 28 参照》、「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則」《別添資料 29 参照》、「国立大学法人筑波大学任用手続等に関する法人細則」《別添資料 30 参照》を制定して、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

具体的には、ビジネス科学研究科において、教員の採用及び昇任に関して、法曹専攻独自の教員審査基準に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

そこで、本学法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い、法曹専攻教員会議及びビジネス科学研究科人事委員会での教育業績、研究業績、実務業績などの審査を経て、大学本部人事企画委員会において審議・決定する方法がとられている。《資料 21「国立大学法人筑波大学大学院博士課程ビジネス科学研究科人事委員会に関する細則（抜粋)」、資料 22「教員審査基準（ビジネス科学研究科法曹専攻)」、資料 23「ビジネス科学研究科における教員人事についての申合せ」参照》

また、兼担及び兼任教員の採用に関しても、候補者の経歴や業績を考慮して、予備認定委員会及び法曹専攻教員会議での審査を経て、研究科運営委員会及び大学本部人事企画委員会において審議・決定する方法がとられており、本学法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

《別添資料 31「国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則」、別添資料 32「非常勤講師の任用についての申合せ」、別添資料 33「専任、兼担及び兼任の手続きに関するフロー」参照》

資料 21

国立大学法人筑波大学大学院博士課程ビジネス科学研究科人事委員会に関する細則（抜粋）

（平成１６年４月１５日
ビジネス科学研究科部局細則第２号）

改正　平成１７年ビジネス科学研究科部局細則第１号
平成１８年ビジネス科学研究科部局細則第１号
平成１９年ビジネス科学研究科部局細則第３号

（趣旨）

第１条　この部局細則は、国立大学法人筑波大学教員の任用手続等に関する規則（平成１６年法人規則第４号）及び同規則に基づく教育研究評議会規程（平成１６年教育研究評議会規程第２号）に従い、ビジネス科学研究科人事委員会の組織、その運営及び大学教員の選考審査手続に関して必要な事項を定める。

（略）

（選考審査基準）

第９条　大学教員の採用及び昇任に係る選考審査基準については、別表のとおりとする。

（略）

資料 22

教員審査基準

ビジネス科学研究科

法曹専攻

（平成 18 年 10 月 11 日第 21 回法曹専攻教員会議）

記

Ⅰ．原則的審査基準

それぞれ、次の基準をすべて満たしていること。

（１）教　授

①　博士（法学）または法学博士の学位（外国におけるこれに相当する学位を含む。）、博士論文に相当する水準の著書または法律実務に関するきわめて高度の実務業績のいずれかを有すること。

②　①のほかに、本学あるいは他大学において法律学の准教授として採用された後、審査の直近５年以内に、５本（冊）以上、法律学に関する研究論文（判例評釈等は１本に限り含めることができる。）を公表または公表予定であり、または著書を公刊または公刊予定であること（ただし、直近５年より前に公表したものも、１本に限り含めることができる。）。法律実務に関する高度の実務業績を有する者については、著書または論文の本数ではなく、内容に注目して審査を行う。

③　研究歴（大学院入学時あるいは（教育職としての）助教以上の常勤の職についた時から起算し、研究活動を行っていなかったと認められる期間を除く。）が１３年以上であり、かつ、修士課程または博士課程における研究指導歴が５年以上あること。法律実務に関するきわめて高度の実務業績を有する者については、当該実務経験に関連する職歴（法律学に関する修士または博士の学位を取得している者についてはその修業期間を、司法修習を終えた者については司法研修所における修習期間を、職歴期間と重複しない限度で、それぞれ合算する。）が１５年以上あること。

（２）准教授

①　博士（法学）または法学博士の学位（外国におけるこれに相当する学位を含む。）、博士論文に相当する水準の論文（公刊が確実であればよい。）または法律実務に関する高度の実務業績のいずれかを有すること。

②　①のほかに、審査の直近５年以内に、４本（冊）以上、法律学に関する研究論文（判例評釈等を含む。）を公表または公表予定であり、または著書を公刊または公刊予定であること（ただし、直近５年以内に公表したものでなくとも、１本に限り含めることができる。）。法律実務に関する高度の実務業績を有する者については、著書または論文の本数ではなく、内容に注目して審査を行う。

③　研究歴が５年以上または（教育職としての）常勤の助教以上の職歴が３年以上であること。法律実務に関する高度の実務業績を有する者については、当該実務経験歴が７年以上あること（司法研修所における修習期間を含まない。法律学の修士の学位を取得している場合には、重複しない限度で修業期間と合算する。）。

（３）講　師

①　法律学に関する研究による修士の学位、修士論文に相当する水準の論文または法律実務に関する高度

の実務業績のいずれかを有すること（公刊は要件ではない。）。

② ①のほかに、２本（冊）以上、法律学に関する研究論文（判例評釈等を含む。）を公表または公表予定で　あり、または著書を公刊または公刊予定であること。法律実務に関する高度の実務業績を有する者については、要件としない。

③ 研究歴が２年以上または法律実務に関する高度の実務業績歴（司法研修所における修習期間を含まない。）が４年以上あること。

（４）助　教

① 法律学に関する研究による修士の学位、修士論文に相当する水準の論文または法律学または法律実務に関する高度の実務業績のいずれかを有すること（公刊は要件ではない。）。

Ⅱ．留意事項

Ｉは原則を定めるものであって、(1)から(3)について、②③の数値要件は絶対的なものではない。特に論文の連載が行われる場合には論文の本数要件の緩和の余地があり、抜群の業績を有する場合には研究歴または実務経験歴の年数要件を緩和することがある。また、法律学の隣接領域の教員を選考する場合には、Ｉに準じて別途定める。

資料 23

ビジネス科学研究科における教員人事についての申合せ

（平成１８年３月２３日
第58回ビジネス科学研究科運営委員会）

ビジネス科学研究科の教員人事については以下のように定める。

1　研究科に，その教員人事を行うための組織として，経営システム科学専攻及び企業科学専攻システムズ・マネジメントコースに関わる教員人事を行う経営システム科学領域人事懇談会，企業法学専攻及び企業科学専攻企業法コースに関わる教員人事を行う企業法学領域人事懇談会，法曹専攻人事懇談会（正式名称は法曹専攻人事委員会），国際経営プロフェッショナル専攻人事懇談会（正式名称は国際経営プロフェッショナル専攻人事委員会）並びに大学研究センター運営委員会人事懇談会の５つをおく。

2　経営システム科学領域人事懇談会は，経営システム科学専攻及び企業科学専攻システムズ・マネジメントコースに所属する専任教授（法曹専攻に所属する専他の教員以外の教授を除く。）で構成し，その議長を経営システム科学専攻長とする。企業法学領域人事懇談会は，企業法学専攻及び企業科学専攻企業法コースに所属する専任教授（法曹専攻に所属する専他の教員以外の教授を除く。）で構成し，その議長を企業法学専攻長とする。法曹専攻人事懇談会は，法曹専攻に所属する専任教授で構成し，その議長を法曹専攻長とする。国際経営プロフェッショナル専攻人事懇談会は，国際経営プロフェッショナル専攻に所属する専任教授（客員教授として任用する実務家みなし専任教員を含む。）で構成し，その議長を国際経営プロフェッショナル専攻長とする。大学研究センター運営委員会人事懇談会は，大学研究センター運営委員会委員のうち教授で構成し，その議長を大学研究センター長とする。

3　教員人事の審議手順，方法，審査基準，申合せなど，教員人事を進めるに当たり必要となる規則等（以下，「人事規則等」という。）については，各人事懇談会ごとに定め，あらかじめビジネス科学研究科人事委員会に届け出るものとする。

4　各人事懇談会の議長が決定した教員人事を研究科長に報告し，ビジネス科学研究科人事委員会において審議し決定する。ただし，ビジネス科学研究科人事委員会は，専門職大学院における人事の独立性に配慮し，法曹専攻人事懇談会及び国際経営プロフェッショナル専攻人事懇談会の決定を尊重するものとする。

８－２　専任教員の配置と構成

基準８－２－１
法科大学院には，専攻ごとに，平成１１年文部省告示第１７５号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の１.５倍の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）に，同告示の第２号，別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに，同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。

（基準８－２－１に係る状況）

専門職大学院設置基準によると、①法科大学院における最低必要な教員数は 12 人であり、②専任教員１人あたりの学生収容定員は 15 人以下、③必置専任教員の半数以上は原則として教授とすることとされている。本学法科大学院の学生数は、入学定員 40 人（１学年)、収容定員 120 人（３学年）であるので、前記基準②が要求する専任教員の数は、学生 15 人あたりに最低１人の専任教員が必要とされるのであるから、本学法科大学院では 120/15＝８人である。したがって、前記基準①（最低 12 人の専任教員を要求）及び前記基準②（最低８人の専任教員を要求）に照らすと、結局のところ、本学法科大学院における最低必置専任教員数は 12 人と８人の多い方である 12 人ということになる。また、前記基準③が要求する必要な教授の数は、12/２＝６人ということになる。

本学法科大学院における現在の専任教員数は 17 人である。その内訳は、研究者である専任教員８人（うち、教授 7 人)、研究者である専・他教員３人（うち、教授 1 人)、実務家である専任教員６人（うち、教授５人）である。専任教員数が 17 人であるから、前記基準①及び②が要求する最低必置専任教員数 12 人を十分に満たしている。また、教授数が 13 人（専任教員 17 人に対する割合は約８割）であるから、前記基準③が要求する教授数６人を十分に満たしている。

なお、（基準８－１－２に係る状況）の箇所で上記したように、本学法科大学院においては、専任教員 17 人のうち、専任ではあるが他の大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）は３人である。《別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》【解釈指針８－２－１－１】、【解釈指針８－２－１－２】、【解釈指針８－２－１－５】

なお、法律基本科目については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）において、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置しており、本学法科大学院においては、専任教員が適切に配置・構成されているということができる。《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」参照》【解釈指針８－２－１－３】

基準８－２－２
専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準８－２－２に係る状況）《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」、別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》

法律基本科目の配置状況については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）に専任教員を配置した。

法律実務基礎科目については、13 科目中７科目（「法律文書作成Ⅰ」及び「法律文書作成Ⅱ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」及び「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」、「リーガルクリニック」）を専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目については、８科目中１科目（「刑事政策」）を専任教員が担当している。【解釈指針８－２－２－１】

本学法科大学院では、その基本理念として、既に豊富な知識・経験･技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を与えることにより多様な人材を法曹界に導くことを掲げているが、こうした理念は、基礎法学・隣接科目に加え、展開・先端科目についても、反映されている。そして、展開・先端科目については、34 科目中の半数の 15 科目（「信託法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「交通賠償法」、「情報法」、「地方自治」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「経済刑法」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」、「法と医療」）について、本学法科大学院の理念及び教育目的に応じた専任教員を配置している。【解釈指針８－２－２－１】

年齢別の専任教員は、60 代が４名、50 代が７名、40 代が５名、30 代が１名と年齢上のバランスも保たれており、平均年齢は、51．94 歳である。【解釈指針８－２－２－２】

８－３　実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準８－３－１
基準８－２－１に規定する専任教員の数のおおむね２割以上は，専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者であること。

（基準８－３－１に係る状況）

本学法科大学院の実務家教員は、専任６人（常勤６人）である。専門職大学院設置基準によると、法科大学院における最低必要な教員数は 12 人、必置専任教員のうち概ね２割以上（すなわち概ね３名以上）は、専攻分野における概ね５年以上の実務経験を有する者でなければならないとされている。本学法科大学院の場合、専任実務家教員６名がいずれも弁護士活動等（検事等の任官期間を含む）16～36 年の実務経験を有しているので、概ね５年以上の実務経験を有する教員が概ね３名以上必要であるという上記基準を満たしている。実務家教員の主な担当科目は、実務経験との関連が深い「民事法総合Ⅲ〔民事手続法中心〕」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「民事法総合演習Ⅰ〔民商法中心〕」、「民事法総合演習Ⅱ〔民事手続法中心〕」、「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」であり、この他、それぞれの実務経験と関わりの深い展開・先端科目も担当している。実務家教員の中には判事、検事および司法研修所教官の経験者がいる他、それぞれが法律事務所の運営に関与しているため、本学法科大学院の実務家教員は、実務家として十分な経験と高度な実務能力を有しているということができる。《別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》【解釈指針８－３－１－１】

基準８－３－２
　基準８－３－１に規定する実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも３分の２は，法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準８－３－２に係る状況）
　本学法科大学院の実務家教員は、専任６人（常勤６人）であり、弁護士活動等（検事等の任官期間を含む）16～36 年の経験を有しているため、法曹として実務の経験と高度の実務の能力を有している。また、判事、検事および司法研修所教官の経験者もおり、それぞれが法律事務所の運営に関与している。《別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》

８－４　専任教員の担当授業科目の比率

基準８－４－１
各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については，原則として，専任教員が配置されていること。

（基準８－４－１に係る状況）《別添資料１「別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧」参照》

法律基本科目の配置状況については、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）に専任教員を配置した。

本学法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目としている。これらの必修科目の授業については、全必修科目 36 科目のうち 29 科目（複数による担当科目あり）、すなわち８割以上の必修科目が、専任教員によって担当されている。【解釈指針８－４－１－１】

８－５　教員の教育研究環境

基準８－５－１
法科大学院の教員の授業負担は，年度ごとに，適正な範囲内にとどめられていること。

（基準８－５－１に係る状況）《別添資料３「別紙２（別紙様式３）教員一覧」参照》
本学法科大学院専任教員の授業負担は、17 名中 14 名が 20 単位以下である。３名の教員は、他専攻（企業科学専攻）での兼担（博士後期課程の学生の研究指導）等により 20 単位を超えて担当しているが、いずれも 25 単位以下である。【解釈指針８－５－１－１】

基準８－５－２
法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上及び管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準８－５－２に係る状況）

本学法科大学院の完成年度（平成 19 年度）までは、法科大学院の教育に専念することとしているため、長期の研修は見合わせていた。完成年度以降には、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、研究専念期間が確保できるよう要望している。《資料 24「国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 31 条（抜粋）」参照》

なお、本学では、全学において、平成 22 年度より、サバティカル制度が発足する予定である。そこで、今後、サバティカルについて、専攻会議において検討していく。

資料 24

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 31 条（抜粋）

（略）

（研修休業）

第３１条 職員は、法人の承認を受けて、職務遂行上の資質能力を向上させるため、国内外の他の学校、試験研究機関、病院その他公共的施設において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する目的で、２年を超えない期間を定めて研修休業することができる。

２ 前項の休業の期間は、１回に限り更新することができる。

３ 前２項の休業の期間は、給与が支給されない。ただし、本部等職員給与規則に特別は定めがある場合は、この限りでない。

（略）

基準８－５－３
　法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため，必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準８－５－３に係る状況）

本学東京キャンパスにおける「夜間社会人大学院」の担当事務職員は、ビジネス科学等支援室として大塚地区に 16 名、秋葉原地区に３名配置されている。本学法科大学院の事務は主に秋葉原地区の３名が教務関係を中心に対応しているが、総務や会計関係については大塚地区の事務職員が支援している。また、大塚地区には、事務組織上、部署が違うが、附属図書館職員が図書担当として４名、附属学校教育局職員が施設担当として２名が配置され、ビジネス科学等支援室の支援を行っている。《別添資料 34「ビジネス科学等支援室組織図」参照》

さらに､チューターとして若手弁護士 14 名を学生への補講や修学指導相談のため配置している。さらに、非常勤職員３名（うち、２名は交代制。）を、「講義等のレジュメの印刷、配付及び管理」、「講義室、ゼミ室及び図書・自習室の管理」などのために配置している。《資料 14『筑波大学法科大学院ウェブサイト「チューター制度について」』（本評価書 P66）参照》、《別添資料 34「ビジネス科学等支援室組織図」参照》

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・本学法科大学院では、入学定員が 40 名で、１学年は１クラスの編成であるため、専任教員１人当たりの学生数は約７人となり、学生に対して教員の目が行き届きやすく、少人数教育を行える環境にある。また、実務家教員については「みなし」は１人もおらず、６人全員が「常勤」であるため、教員（専攻）会議には真剣に参加し、会議が大変活性化された。

・また、専任教員の平均年齢が 51.94 歳であり、研究教育活動の最盛期にある教員が過半数を占め、60 代が４名、50 代が７名、40 代が５名、30 代が１名と年齢上のバランスも保たれている。

改善を要する点

・今後とも教員組織の適正を維持するための努力が必要と思われる。

・教員の教育研究環境の向上にさらに配慮していくことが必要と思われる。

第９章　管理運営等

１　基準ごとの分析

９－１　管理運営の独自性

基準９－１－１
法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

（基準９－１－１に係る状況）

本学法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、准教授を含む本学法科大学院の専任教員全員（実務家教員・専他教員含む）で構成する「法曹専攻教員会議（以下「専攻会議」という。）」を設置している。この会議は原則として月１回のペースで開催され、本専攻の運営に関する重要事項についての意思決定を行うことになっている。《別添資料 36「ビジネス科学研究科法曹専攻教員会議に関する申合せ」参照》【解釈指針９－１－１－１】

本学法科大学院の長として、法科大学院長（法曹専攻長）１名を置くとともに、その補佐機関として、１名の「職務代行者」を置いている。また、本学法科大学院の適正な運営を図る目的で、専攻会議の下に、専攻長及び職務代行者並びに教務委員長、人事委員長、入試委員長の５名からなる「運営委員会」を設置し、専攻会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。【解釈指針９－１－１－２】

本学法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、全て専攻会議の審議事項とされており、この会議における審議の内容及び意思決定が、法科大学院の運営において尊重されることが制度的に保障されている。【解釈指針９－１－１－３】

本学法科大学院の運営を実効的に遂行するため、専攻会議の下に、11 の個別委員会（FD 委員会、教務委員会、人事委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算・総務・学生委員会、広報・渉外委員会、研究推進・国際交流委員会、図書委員会、施設委員会、紀要委員会）を設置し、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。特に、法科大学院教育における FD の重要性を意識し、FD 委員会については、専任教員全員が各自の教育担当領域に応じて、４つの部会（公法部会、民事法部会、刑事法部会、実務部会）のいずれか１つ以上に必ず所属するという「全員参加体制」を整えている。

《別添資料 35「平成 21 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について」参照》

基準９－１－２
法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

（基準９－１－２に係る状況）

事務体制としては、本学法科大学院の設置されている東京キャンパス秋葉原地区に事務室（法科大学院係）を設置し、当該係の常勤職員３名を中心として、教務、学生支援、入試・広報、研究助成、学内会議運営支援等の業務を担当している。【解釈指針９－１－２－１】

あわせて、本学法科大学院の管理運営を適切に行うために、これら業務に関して、大塚地区に設置されている「ビジネス科学等支援室」に所属する、支援室長、室長補佐（２名）、総務係（係長含め３名）、教務係（係長含め６名）、会計係（係長含め３名）、研究支援担当（１名）等による必要な支援を受けている。《別添資料34「ビジネス科学等支援室組織図」参照》【解釈指針９－１－２－１】

また、主として講義資料作成等の教育支援業務を担当する非常勤職員２名〔週 2.5 日／人（５時間／日）勤務〕、及び、法科大学院図書室の業務を担当する非常勤職員１名〔週５日（７時間／日）勤務〕を、法科大学院独自に置くことによって、事務体制のさらなる充実を図っている。《別添資料 34「ビジネス科学等支援室組織図」参照》

本学本部による研修を始めとして、事務職員の能力向上に資する各種研修会等に積極的に参加するなどして、法科大学院の管理運営を適切に行うための能力開発・研鑽に努めている。《資料 25「国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 92 条（抜粋）」参照》、《別添資料 37「研修実施体系ほか」参照》【解釈指針９－１－２－２】

資料 25

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 92 条（抜粋）

（研修）

第９２条 法人は、職員に対し、業務に必要な知識及び技能を高め、資質の向上を図るため、必要な研修を行う。

２ 職員は、前項の研修を受講するよう命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

基準９－１－３
　法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準９－１－３に係る状況）

法曹専攻に配分される専攻予算は、教員数を基準とする教員当教育研究費、及び、学生数を基準とする学生当教育費によって構成されており、いずれも、法科大学院としての教育研究活動を適正に維持するに充分な人件費、教育経費及び管理経費等について適切な配分が行われている。【解釈指針９－１－３－１】

特に、学生当教育費については、法科大学院の理念というべき少人数教育を適正に実施するために、他の専攻と比較して、学生１人当たりの配分単価を高額に設定するなどの特別な配慮が行われている。教育活動の維持・向上のため、法律データベース使用料、図書資料費、自習室等の什器備品購入費、消耗品費、チューターなど人件費等が計上され､法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている。【解釈指針９－１－３－２】

法科大学院の運営に係る財政上の事項については、専攻長及びビジネス科学研究科長を通じて、本学本部において法科大学院の意見を聴取する機会が適正に保証されている。たとえば、年次の予算編成において、非常勤講師の配置予算要望につき、法科大学院の特殊性を配慮してもらい、他専攻より予算をかなり多くつけてもらったり、また、年度内においても、アンケート回収率を高めるための方策として、本部より、マークシート用のカードリーダーの購入のための特別予算をつけてもらったりしている。このように、法科大学院の学習・教育環境に欠けることがないよう十分に配慮されている。【解釈指針９－１－３－３】

《別添資料 38「平成 20 年度法曹専攻決算報告、平成 21 年度法曹専攻予算案」、別添資料 39「平成 20 年度教育支援重点経費（教育経費：予備費）の配分について」参照》

９－２　自己点検及び評価

基準９－２－１
法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表していること。

（基準９－２－１に係る状況）

本学法科大学院においては、教育活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価委員会を設置し、教育水準の維持向上を図っている。平成 21 年度における委員は以下のとおりである。《別添資料 35「平成 21 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について」参照》

小幡雅二　教授（委員長）
植草宏一　教授
大塚章男　教授
上山　泰　教授
徳本　穣　教授

平成 19 年度に、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準に基づきつつ、「有職社会人学生の特性を踏まえた対策」の項目を加えて、自己点検・評価を行い、その結果を「平成 19 年度　自己点検・評価報告書」として作成し、これを本学法科大学院のウェブサイト上で公表した。
（http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/gaiyo/19jikohyouka-houkoku.pdf 参照）
《資料 26「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」参照》

平成 21 年度の法科大学院認証評価（本評価）に係る自己評価書についても、同ウェブサイトで公表することとしている。

さらに、教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の活動状況は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされている（※）。各教員が「TRIOS」に自らの活動状況を登録し、かつ常に最新情報に更新すべき義務を負うことは、大学規則「国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則」によって規定されており、同規則は本学の公式ウェブサイト上で公開されている（※※）。各教員が入力した活動状況は、原則として学外にも公開することとされており、公開されたデータは、学外からもウェブサイト上で閲覧することが可能な状態におかれている。筑波大学研究者総覧「TRIOS」の稼働により、業績の登録システムがオンライン化されたことは、教員の活動状況等の確認における、可視化、客観化、迅速化という点で優れている。
《資料 19『筑波大学ウェブサイト「TRIOS」』参照》

※筑波大学研究者総覧「TRIOS」のウェブサイト
URL: http://www.trios.tsukuba.ac.jp/を参照。
※※国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則
URL: http://www.tsukuba.ac.jp/public/ho_kisoku/s-05/2006hks42.pdf

さらに、本学法科大学院では、教育内容の改善を図るため、各学期の終了時にすべての開講科目を対象として、学生による授業評価アンケートを実施している。学生による公正かつ正確な評価を得るため、学生による授業評価アンケートは教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。《別添資料 23「2007 年度授業評価アンケート集計結果」、別添資料 24「2008 年度授業評価アンケート集計結果」参照》

なお、本学法科大学院教員が、ビジネス科学研究科の代表として、全学 FD 委員会の委員として選出され積極的に活動している。《別添資料 40「筑波大学ファカルティ・ディベロップメント委員会委員名簿（平成 21 年度)」参照》

基準９－２－２
自己点検及び評価を行うに当たっては，その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに，適当な実施体制が整えられていること。

（基準９－２－２に係る状況）

本学法科大学院の専攻会議において､「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」を決議、自己点検及び評価の実施に関する規定を定めている。

同要綱において､大学評価･学位授与機構が定める大学評価基準に基づきつつ、「有職社会人学生の特性を踏まえた対策」の項目を加え、本学法科大学院として自己点検評価につき適切な項目を設定している。この点検評価項目に基づき、自己点検評価委員会が、点検評価を実施することになっている。
《資料 26「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」》

また、学生による授業評価アンケートにおいては、①授業内容について、②授業の課題について、③教員の授業態度について、④その他授業に関する自由な意見の４分野をさらに細分化して合計 18 の項目を設け､それぞれについて５段階の評価を記入可能にするとともに、回答理由の記入欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。《別添資料 23「2007 年度授業評価アンケート集計結果」、別添資料 24「2008 年度授業評価アンケート集計結果」参照》

資料 26

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱

第１条　筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う。

第２条　自己点検評価委員会は、点検評価した結果を専攻会議に報告する。

２　自己点検評価委員会は、教育活動等の改善につき専攻会議、教務委員会、ＦＤ委員会に勧告し、勧告に係る改善状況につき報告を求めることができる。

３　自己点検評価した結果については、有識者会議の検証を受けるものとする。

第３条　自己点検評価の項目は、次のとおりとする。

（１）　教育目的に関する事項
（２）　教育内容に関する事項
（３）　教育方法に関する事項
（４）　成績評価及び修了認定に関する事項
（５）　教育内容等の改善措置に関する事項
（６）　入学者選抜等に関する事項
（７）　学生の支援体制に関する事項
（８）　教員組織に関する事項
（９）　管理運営に関する事項
（１０)施設、設備及び図書館等に関する事項

第４条　自己点検評価委員会は、前条の項目に関し、適宜、調査及び収集をして自己点検評価を行い、２年毎にこれを公表する。

第５条　自己点検評価委員会は、評価の基礎となった情報を、評価を受けた年から５年間適切な方法で保管する。

基準９－２－３
自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために，適当な体制が整えられていること。

（基準９－２－３に係る状況）

自己点検評価委員会は、自己点検評価の結果を、専攻会議で報告し、かつ、教育活動等の改善につき、専攻会議、教務委員会、FD 委員会、その他委員会に勧告し、各委員会はこれに基づき具体的な対応策および改善策を検討することとしている。すなわち、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会（その組織については基準９－２－１に係る状況において既述のとおり）が、各専門分野における自己点検及び評価についてはFD委員会及び分野ごとの科目部会が、教務事項その他の個別事項については教務委員会その他の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。本学法科大学院における教育活動等を改善するため、学生の学習に対する理解度と満足度の向上をはかるという目標を実現するため、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、随時教育活動等の改善に関する検討を行っている。《別添資料 35「平成 21 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について」参照》【解釈指針９－２－３－１】

以上、各委員会で検討した内容、または実際に改善された結果は、専攻会議で報告され、教員間で周知されることとしている。

平成 20 年度では、「平成 19 年度　自己点検・評価報告書」および大学評価・学位授与機構の予備評価を踏まえ、「家族法」等を法律基本科目群に、「法と医療」等を展開・先端科目群に配置変更する、過年度試験を廃止する、学年末試験の受験資格を出席回数 80%以上のものとする、学生に成績評価の結果を適切に開示する（以上、教務委員会）、学生の授業評価アンケートの回収率を高めるための方策を実施する（教務委員会・施設委員会）、入学者選抜において法律知識を評価しないことを徹底する（入試委員会）、兼任教員の経歴・専門等などをウェブサイトに掲載する（施設委員会）などを実施し改善した。また、FD委員会では、授業参観制度の導入を決定し、平成 20 年 12 月 16 日から 20 日までの期間に、すべての専任教員によりこれは実施された。

基準９－２－４
自己点検及び評価の結果について，当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準９－２－４に係る状況）

本学法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を保証するため、外部の有識者による有識者会議を設置している（平成 21 年 1 月再任）。平成 20 年 11 月までに、有識者会議は、４回実施されてきた。《資料 27「筑波大学法科大学院有識者会議構成員名簿」、別添資料 35「平成 21 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について」、別添資料 41「筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ」、別添資料 42「筑波大学法科大学院有識者会議議事要旨」参照》【解釈指針９－２－４－１】

西川元啓　新日本製鐵顧問
早川信夫　NHK 解説委員
柳瀬康治　弁護士（元東京弁護士会会長）

資料 27

筑波大学法科大学院
有職者会議構成員名簿

（任期：平成 21 年 1 月～平成 22 年 12 月）

新日本製鐵顧問	西　川　元　啓
NHK 解説委員	早　川　信　夫
弁護士（元東京弁護士会会長）	柳　瀬　康　治

９－３　情報の公表

基準９－３－１
法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

（基準９－３－１に係る状況）

教育活動に関する情報は、以下の方法によって積極的に提供している。

（１）パンフレット刊行（年１回）《別添資料 43「平成 21 年度筑波大学東京キャンパス＜社会人のための夜間大学院＞」参照》

（２）ウェブサイトによる情報の提供(特に公開講座は平成17年から20年まで、毎年開催されているが、これはウェブサイトにより情報発信されている)《資料 28「筑波大学法科大学院ウェブサイト」参照》
（URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/）

（３）各種の啓蒙・広報活動（シンポジウムの開催（平成 19 年)、法律雑誌での紹介、テレビ番組でのインタビュー等)《資料 29「筑波大学法科大学院シンポジウム（パンフレット）参照》

なお、平成18年度から大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻（東京キャンパス大塚地区）と共同で発刊されている紀要「筑波ロー・ジャーナル」は、紙媒体のほか、電子媒体のオンライン紀要が同時に発行されている。これにより、各図書館における配架スペース不足の解消に貢献するとともに、本学法科大学院からの情報発信がいっそう促進される点で優れている。
（URL: http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/lib/kiyou.html）

資料28

筑波大学法科大学院ウェブサイト

資料29

筑波大学法科大学院シンポジウム（パンフレット）

基準９－３－２
　法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

（基準９－３－２に係る状況）
本学法科大学院では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、（１）設置者、（２）教育上の基本組織、（３）教員組織、（４）収容定員及び在籍者数、（５）入学者選抜、（６）標準修了年限、（７）教育課程及び教育方法、（８）成績評価及び課程の修了、（９）学費及び奨学金等の学生支援制度、(10) 修了者の進路及び活動状況について、「本学及び本学法科大学院のウェブサイト」《資料 28 本評価書 P101 参照》、「筑波大学概要　平成 21 年度」《別添資料 44 参照》、「大学院案内　2010」《別添資料 45 参照》、「平成 21 年度筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」《別添資料 43 参照》、「平成 21 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」《別添資料 46 参照》などにより、毎年度、公表している。【解釈指針９－３－２－１】

	筑波大学東京キャンパス	募集要項	大学院便覧	ウェブサイト
設置者	○		○	○
教育上の基本組織	○			○
教員組織				○
収容定員及び在籍者数				○
入学者選抜		○		○
標準修了年限			○	○
教育課程及び教育方法			○	○
成績評価及び課程の修了			○	○
学費及び奨学金等の学生支援制度	○		○	○
修了者の進路及び活動状況				○

９－４　情報の保管

基準９－４－１
評価の基礎となる情報について，適宜，調査及び収集を行い，適切な方法で保管されていること。

（基準９－４－１に係る状況）

本学法科大学院では、口頭の了解により、従来から評価の基礎となる情報を適宜調査・収集し、適切な方法で保管するよう努めてきたが、このことを再確認するため、平成 19 年６月６日に開催された自己点検評価委員会において、評価の基礎となる情報について、同委員会が適切な方法で保管することが正式に決定された。【解釈指針９－４－１－１】《別添資料 48「自己点検評価委員会議事録」参照》

評価の際に用いた情報については、少なくとも、評価を受けた年から５年間保管されることとされている。【解釈指針９－４－１－２】

これに先立ち、平成 17 年度に開催された専攻会議において、開講科目の期末試験答案原本を保存することが決定され、平成 17 年度３学期末以降に実施された期末試験の答案原本が保管されている。また、これに伴い、学生に期末試験の答案を返却する必要が生じた場合、返却用の答案として写しを用いることが決定された。なお、平成 17 年度３学期以前に実施された期末試験の答案原本については、可能な限り収集が行われ、原本または写しが保存されている。

また、試験答案の他、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係、レジュメ、意見箱への投書などが、ファイルや封筒により分類され、法科大学院事務室等の書庫や金庫において保管されている。これらの資料は、評価機関の求めに応じてすみやかに提出できるよう、適切な方法で保管されている。【解釈指針９－４－１－３】

２　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・　筑波大学研究者総覧「TRIOS」の稼働により、業績の登録システムがオンライン化されたことは、教員の活動状況等の確認における可視化、客観化、迅速化という点で優れている。

・　平成 18 年度から大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻（東京キャンパス大塚地区）と共同で発刊されている紀要「筑波ロー・ジャーナル」は、紙媒体のほか、電子媒体のオンライン紀要が同時に発行されている。これにより、各図書館における配架スペース不足の解消に貢献するとともに、本学法科大学院からの情報発信がいっそう促進される点で優れている。

改善を要する点

特になし。

第１０章　施設，設備及び図書館等

1　基準ごとの分析

１０－１　施設の整備

基準１０－１－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準１０－１－１に係る状況）

本学法科大学院は、秋葉原のインテリジェンス・ビル（秋葉原ダイビル）の 14 階と 15 階に設置されている。同ビルはセキュリティ・システムが完備しているため、各階のセクション毎にあるセキュリティを解除しないと入室ができないシステムになっている。教員、職員及び学生はセキュリティ・カードを事前に配付されており、これにより 24 時間大学院の施設・設備を利用することが可能になっている。

同ビルの 14 階には講義室・ゼミ室、事務室、そして併設の法律事務所（「弁護士法人筑波アカデミア法律事務所」）などが設置され、また 15 階には教員研究室、図書・自習室などが設置されている。【解釈指針 10－１－１－１】

本学法科大学院は、入学定員 40 人、収容定員 120 人、専任教員 17 人の体制であるが、将来的に若干の規模拡大にも十分対応できるようにしている。教室等については、講義室（54 人～56 人）３室、ゼミ室（16 人～20 人）５室を備えているため、十分な教室運営をしている。また質的にも最新の教具等を備えて万全を期している。《資料 30「秋葉原ダイビル 14 階・15 階　フロア図」参照》

資料 30　　秋葉原ダイビル 14 階・15 階　フロア図

筑波大学法科大学院　秋葉原ダイビル１４階　フロア図

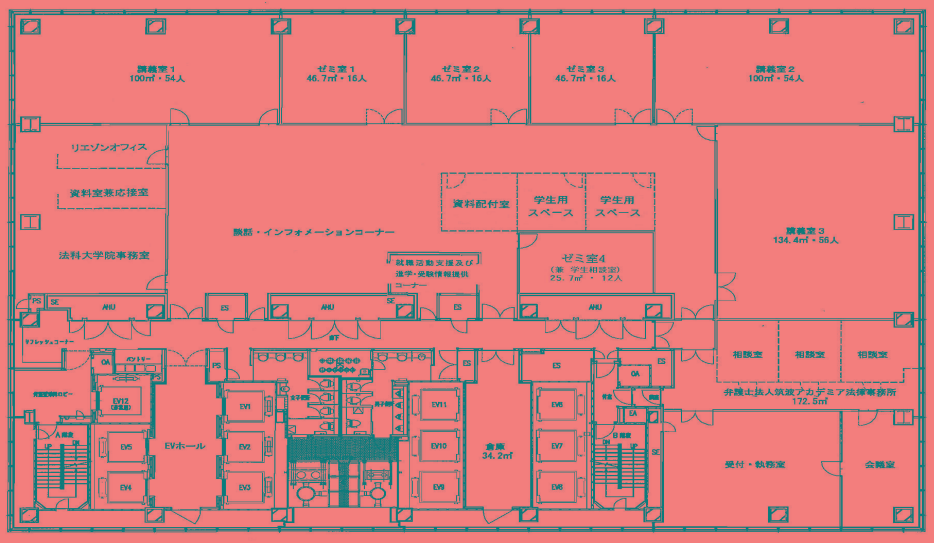

筑波大学法科大学院　秋葉原ダイビル１５階　フロア図

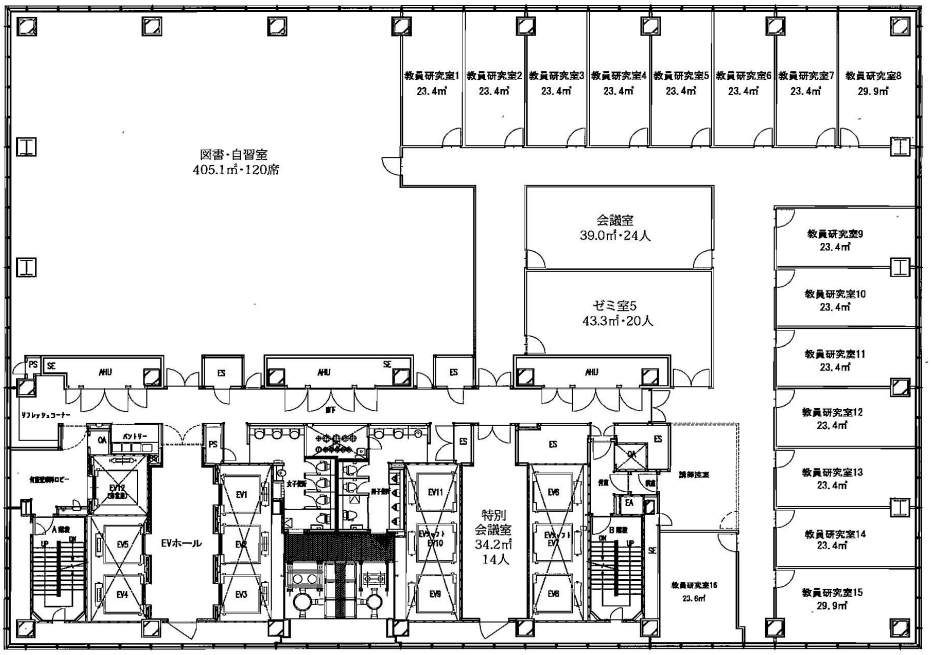

（１）講義室

講義室は比較的大人数の授業を行うための部屋で、40名程度での講義を予定しており、最大で54～56名の収容が可能である。講義室は３学年分３室設けられており、面積は100～134平方メートルである。したがって、３学年が同時に必修科目を受けることが可能となっている。

講義室は、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されている。授業には常に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行なっている。

授業においては、ビデオやDVDなどのメディアを活用したり、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことがいっそう教育効果を高めると予想される。そのため、３つの講義室はホワイトボードのほかに約75インチのスクリーンを備えており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD,CDのメディアをはじめ、さまざま画像が投影できるようになっている。また、このほかにも、２台の可動式の大型液晶ディスプレー（42インチ）を有しており、ビデオやDVD が再生できる付属のプレーヤーにより、より鮮明な映像が再生可能となっている。さらに、講義室１と講義室２には、カメラ１台（固定式)、マイクにより録画録音された動画のストリーミング装置が配備されている。これにより録画録音された動画は、学生がインターネットを経由して学生が自宅のパソコンで閲覧できるようになっている。また、LANケーブルのコンセントも配置されている。

スペースの都合上専用の法廷教室は設置できないが、模擬裁判は最も面積の広い講義室３で行われることになっており、この様子は、ビデオカメラで撮影され、録画されることになっている。録画されたものは上記の液晶プロジェクターまたは液晶ディスプレーにより投影または再生することが可能である。これにより受講者は自分たちの行った訴訟活動を客観的に見ることにより、いっそう充実した演習を行うことが可能となる。

（２）演習室

演習室（本学法科大学院では「ゼミ室」と称している。）は小人数の授業を行うための部屋で、数名から16名程度の授業を予定し、最大限で20名程度の収容が可能である。ゼミ室は５室設けられており、面積は約26～46平方メートルである。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行なっている。また、前述の２台の可動式の大型液晶ディスプレー（42インチ）により、ビデオやDVDが再生可能となっている。授業がない時間は、学生により、自主的な議論・学習にも利用されている。

（３）併設法律事務所

14階に設置されている弁護士法人筑波アカデミア法律事務所は、本学法科大学院におけるリーガルクリニックほか臨床法学教育の業務を受託し、これを行っている。同法律事務所には相談室が３室設置されており、学生の対応も十分可能である。

（４）教員室

教員室（本学法科大学院では「研究室」と称している。）については、現在、研究室を保有している専任教員は14人であるが(３人は筑波キャンパス及び東京キャンパス大塚地区に研究室を保有している)、将来の増員を見込んで16室を用意している。

専任教員１人には約23平方メートル（14室）又は30平方メートル（２室）の研究室が割り当てられ、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカーが設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。【解釈指針10－１－１－２】

（５）非常勤教員

非常勤教員には教員室に隣接して講師控室１室が配置されており、机とソファーが設置されていて、非常勤教員はここで待機し講義等の準備を行える体制となっている。また同控室には、非常勤の事務職員２名〔2.5 日／週（５時間／日）勤務〕が配置されており、教材の作成と学生への配付の作業などに当たっている。【解釈指針10－１－１－２】

（６）その他

① 専任教員による学生との面談は、上述した研究室を中心に行われることを予定し、大きめの研究室を備えており、オフィスアワーに対応できるように配慮している。教員が学生を指導・面談するためには、専任教員は研究室を、非常勤教員は講師控室を主として予定しているが、場合により、14 階に設置されている学生指導相談室（ゼミ室４と兼用）で行われることも予定されている。【解釈指針10－１－１－３】

② 常勤の事務職員３名の職務上のスペースとしては、14 階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室等を備えた十分な広さの事務室が設置されている。また、教員への対応や接客等のために資料室兼応接室も設置されている。各職員には、業務を行うために必要な机とパソコンが与えられ、事務室には、複合機・プリンター・シュレッダーが各１台、また、学生用として証明書自動発行機１台、パソコン２台、プリンター１台が備えられている。【解釈指針10－１－１－４】

③ 自習室は 15 階図書室内に設置されており、図書・自習室の面積は併せて約 405 平方メートルである。学生１人に１台のキャレルの使用が可能となるよう、自習室には、総数で120席分（パーティションがあるもの80台、横パーティションがないもの40台）が設置され、日曜・祝日・年末年始を含め、24時間学生の使用に供されている。このように、学生には、スペースと利用時間において、図書資料を有効に活用して学習する体制が整っている。また、図書・自習室内は、無線LAN対応となっており、「TKC法科大学院教育研究支援システム」やLexisNexisをはじめとした国内外の主要データベースへアクセスし、情報検索が容易に行える体制となっている。多くの学生は、自己のパソコンを持ち込んでいるが、自習室にはパソコン（10 台）及びプリンター（１台）が設置されており、種々のリサーチができるようになっている。このパソコンは情報端末として、情報検索、法令判例データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポート作成に利用されている。なお、学生からの意見を採りいれるため、意見箱を設置

し、学生からの声に可能な限り対応してきた。学生一人ひとりの専用自習キャレルの確保の要望が出されているが、図書室内に自習室があり図書の散逸の可能性があること、また、今後卒業生の施設利用の希望への対応が必要となることなどの理由で、この要望の実現は難しい。また、自習室に近接して鍵のかかるロッカーを設置して欲しいとの要望が出されているが、これも図書室内に自習室があるため図書の散逸の可能性があることなどから実現が困難である。さらに、キャレル・デスクのスペースが若干狭いことの問題も指摘されているが、図書・自習室の全体のスペースからみて、これ以上のスペースの確保は困難と思われる。

【解釈指針 10－１－１－５】

④ 特定の用途に利用が限定されない談話･インフォメーションのためのフリースペースが設けられている。フリースペースはかなり広く（135 平方メートル程度)、円卓 16 個（各々に椅子４脚）が設置されており、学生同士で談話をしたり、忙しい社会人学生が授業の前後に軽食をとったりする姿が見られる。場合により、各種の催事（立食パーティーなど）はこのスペースで行われる。また、このスペースに５台のパソコン及び１台のプリンターが設置されており、図書室のものと同様、LAN に接続されており、種々のリサーチができるようになっている。

また学生の私物収納のため１人に１個分のロッカーを割り当て配置している。なお現在、ロッカーは 208 個あり、在学生全員（129 名）だけでなく、科目等履修生の分も確保している。

上記の各施設（勿論併設の法律事務所は除く）は、すべて本学法科大学院の専用の施設である。【解釈指針 10－１－１－６】

なお、本学法科大学院の授業のない時間帯（月～金曜日の日中）については、本学法科大学院関係者（ビジネス科学研究科法曹専攻以外の教職員等）が利用可能である。

１０－２　設備及び機器の整備

基準１０－２－１
法科大学院の各施設には，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で，かつ，技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

（基準１０－２－１に係る状況）

「10－１施設の整備」で述べたように、３つの講義室はホワイトボードのほかに大型スクリーンを常備しており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CD のメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。さらに、２台の可動式の大型液晶ディスプレー（42 インチ）を有しており、講義室やゼミ室で、ビデオや DVD が再生可能となっている。これらはパソコンに接続し、パワーポイント等を用いた授業も可能にしている。さらに、講義室１と講義室２には、カメラ１台（固定式）とマイクにより録画録音された授業のストリーミング装置が配備されている。講義室とゼミ室の要所に LAN ケーブルのコンセントが配置されており、また図書・自習室には無線 LAN を設置して IT 環境を整えている。教員・学生は、本学の図書館サイトにアクセスすることにより、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースに接続し、必要となる文献や資料も常時利用可能となっている。

教員のためには研究室エリアと図書・自習室にコピー機各１台、学生においては談話・インフォメーションのスペースと図書・自習室に学生利用コピー機各１台が各々設置されている。また、教材の作成・配付の支援のため、非常勤の事務職員２人〔2.5 日／週（５時間／日）勤務〕を配置している。

自習室にはパソコン 10 台、談話・インフォメーションのスペースに同５台が配置され、これは LAN に接続されており、種々のリサーチができるようになっている。

その他、講義室・ゼミ室、図書・自習室、教員室、事務室における設備・備品の状況については、「10－１施設の整備」を参照のこと。

基準７－１－２で述べたように、本学法科大学院は、学生が社会人であるという特性に対応するため、専門職大学院形成支援プログラムにより、①遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールのシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、および③リーガルクリニック用日程管理システムを開発した。これにより、時間的に制約のある夜間社会人の学生が、学外から、本学法科大学院のネットワークに接続することにより、①教員や他の学生とビデオ会議することが可能、②デジタル録画された授業・教材等を学生がパソコン上で再生することが可能、③併設の法律事務所による学生へのリーガルクリニックの日程管理を迅速且つ正確に実施することが可能、となっている。なお、このシステムを使用するにつき必要な Web カメラとヘッドセットは希望する学生に無償貸与している。

本学法科大学院　設備・機器一覧

（１４階）

講義室１～３

教官用机	各１台
教官用椅子	各１脚
ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ（壁設置）	各１枚
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ	各１台
ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ用ｽｸﾘｰﾝ	各１枚
学生用机	各 27 台
学生用椅子	各 54 脚
ＡＶラック（講義室３を除く）	各１台
動画配信ｼｽﾃﾑ等（講義室３を除く）	各１式
マイク	各１式
模擬法廷用ﾃｰﾌﾞﾙ（講義室３のみ）	３台
証人台（講義室３のみ）	１台
情報コンセント	各１式

ゼミ室１～３

ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ（壁設置）（ゼミ室２を除く）	各１枚
移動式ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	各１枚
机	各８台
椅子	各 16 脚
情報コンセント	各１式

ゼミ室４（兼　学生相談室）

ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ（壁設置）	１枚
移動式ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	１枚
机	８台
椅子	16 脚
情報コンセント	１式

談話・ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｺｰﾅｰ

丸ﾃｰﾌﾞﾙ	16 台
椅子	64 脚
ﾛｯｶｰ（８名分）	26 台
パソコン	５台
情報コンセント	１式
プリンター	１台
スキャナー	１台
ﾊﾟｿｺﾝ用机	３台
ﾊﾟｿｺﾝ用椅子	５脚
ゴミ箱（分別）	14 台
ﾒｰﾙﾎﾞｯｸｽ	３台
掲示板	７枚
傘立て	３台
文献複写用コピー機	１台

資料配付室

書棚	14 台

学生用スペース

机	各１台
椅子	各４脚
書棚	各８台

相談室１～３

ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ（壁設置）	各１枚
机	各１台
椅子	各４脚
情報コンセント	１ヶ

事務室・資料室兼応接室

机（４人用）	１台
椅子	４脚
パソコン	７台
プリンター	１台
ﾌﾟﾘﾝﾀｰ（複合機）	１台
ﾃｰﾌﾞﾙ	１台
椅子	８脚
ｶｳﾝﾀｰ用書架（ﾊｲｶｳﾝﾀｰ）	２台
ﾛｰｶｳﾝﾀｰ	１台
書架	１台
ﾃｰﾌﾞﾙ	２台
椅子	12 台
ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ	１枚
書架 H1800mm	４台
H 900mm	２台
証明書発行機	１式
電話機	５台
情報コンセント	１ヶ

会議室

移動式ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	１枚
会議用ﾃｰﾌﾞﾙ	１台
椅子	８脚
情報コンセント	１ヶ

倉庫

書庫	３台
書棚	１台
金庫	１台
プラズマテレビ等一式	２台
サーバー	１式
サーバー用棚	２台
テーブル	１台

（１５階）

図書・自習室

書架単式４連７段	１台
単式３連７段	１台
複式４連７段	４台
複式３連７段	２台
集密書架	
単式４連６段（固定）	２台
複式４連６段（移動）	10 台
複式４連６段（固定）	１台
雑誌架複式４連４段	１台
図書館職員用ｶｳﾝﾀｰ	１式
作業用台	１台
椅子	３脚
ｶｳﾝﾀｰﾊﾞｯｸ棚	１台
パソコン	13 台
プリンター	２台
ﾊﾟｿｺﾝ用机	６台
ﾊﾟｿｺﾝ用椅子	10 脚
自習机（閲覧兼用）	120 台
椅子	120 脚
ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ	７台
ﾀｽｸﾗｲﾄ	80 本
電源ｺﾝｾﾝﾄ	120 ヶ
情報ｺﾝｾﾝﾄ	40 ヶ
文献複写用コピー機	２台
電話機	２台

教官研究室（１６室）

机	各１台
椅子	各１台
ﾛｯｶｰ	各１台
書架	各 11 台
ﾀｽｸﾗｲﾄ	各１本
情報コンセント	各１ヶ
電話機	各１台

会議室

会議用ﾃｰﾌﾞﾙ	12 台
椅子	24 脚
情報コンセント	１ヶ
電話機	１台

講師控室

机	２台
椅子	７脚
ｺｰﾄｽﾀﾝﾄﾞ	１台
パソコン	１台
プリンター	１台
情報コンセント	１ヶ
電話機	１台
複写機	１台
ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ	１台
傘立て	１台

ゼミ室５

移動式ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	１枚
机	８台
椅子	16 脚
情報コンセント	１ヶ

特別会議室

テーブル	２台
椅子	14 脚

１０－３　図書館の整備

基準１０－３－１
法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し，かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

（基準１０－３－１に係る状況）

本学法科大学院の図書室は、本学法科大学院の専用であり、24 時間利用可能としている。【解釈指針 10－３－１－１】

この図書室には、開設準備年度である平成 16 年度から 18 年度までは、法情報調査に関する知識のある非常勤職員（ローライブラリアン）を配置していたが、事情により退職せざるを得なくなったため、平成 19 年度からは、ローライブラリアンの後任者の補充を図ったが、充てることができなかったため、一般の司書資格者を非常勤職員として、火曜日から金曜日（13:30～21:15）及び土曜日（11:00～18:45）に配置している。また、法曹専攻図書委員会（４名）においては、法科大学院図書室の運営や図書選定などにより、学生及び教職員に対して法科大学院図書室の機能充実、利便性の向上を図っている。学生からの図書購入の要望は、本学附属図書館のウェブサイトから行うことができる。《資料 31『筑波大学附属図書館ウェブサイト「図書館 Web サービス申込み」(学生希望図書申込みについて)』参照》（URL: https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/portal/menu.php）さらに、本学図書館全体（筑波地区および大塚地区を含む）で約 248 万冊ある蔵書は、学内の端末（法科大学院図書室：13 台）やインターネットにより学内便により無料で取り寄せが可能になっているため、法科大学院での教育及び研究並びに学生の学習に十分応じることができる。本学法科大学院の図書室の蔵書については、学生からの要望を中心に、毎年相当数の補充がなされてきたが、更なる充実が必要であろう。《別添資料 34「ビジネス科学等支援室組織図」、別添資料 35「平成 19 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について」参照》【解釈指針 10－３－１－２、解釈指針 10－３－１－３、解釈指針 10－３－１－４、解釈指針 10－３－１－５、解釈指針 10－３－１－６】

閲覧コーナーは自習コーナーとの兼用ではあるが、収容定員 120 人分の仕切机及び椅子を配置し、常時固定制とはせずに、学生の自由意志を尊重しつつ、常時専有はしないという原則を基に自由席とした。文献複写用の有料複写機や返却ブックポストも設置している。図書・自習室は、日曜・祝日・年末年始を含め、24 時間学生の使用に供されており、学生には、スペースと利用時間において、図書資料を有効に活用して学習する体制が整っている。また、図書・自習室内は、パソコン（10 台）及びプリンター（１台）が設置されているほか、無線 LAN 対応となっているため、学生が自己のパソコンを持ち込んで「Westlaw Japan」や「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要な法情報データサービスを利用することが可能で、最新の情報を提供できる環境となっている。《資料 30「秋葉原ダイビル 14 階・15 階　フロア図」参照》【解釈指針 10－３－１－７】

１）所蔵資料

①図　　書　　7,578 冊（外国書　55 冊）

②学術雑誌　　217 種（外国雑誌 43 種）

２）主要データベース

①Westlaw Japan
②TKC 法科大学院教育研究支援システム
③法律判例文献情報
④国会会議録検索
⑤LEX/DB
⑥LexisNexis
⑦日本法令索引

資料 31

筑波大学附属図書館ウェブサイト「図書館 Web サービス申し込み」
（学生希望図書申込について）

図書館Webサービス申込み

サービス	利用条件	利用登録	内容
メールサービス	学生・教職員 一般・卒業生	利用登録	予約本返却通知や貸出中資料の返却期限事前通知など、図書館からのさまざまなお知らせを電子メールで受け取ることができます。→詳細
資料の取り寄せ			
文献複写申込(私費)	学生・教職員	利用登録	他大学や他機関の図書館から、本学図書館で所蔵していない資料のコピーを取り寄せることができます(有料)。→マニュアル、→FAQ
文献複写申込(校費・科研費)	教員のみ	利用登録	
図書借受申込(私費)	学生・教職員	利用登録	他大学や他機関の図書館から、本学図書館で所蔵していない資料を借り受けることができます(有料)。→マニュアル、→FAQ
図書借受申込(校費・科研費)	教員のみ	利用登録	
e-DDS(校費・科研費)	教員のみ	利用登録	本学図書館所蔵雑誌の文献複写申込みができます(PDFファイルでお届けします)。→マニュアル、→FAQ
学内図書取り寄せ	学生・教職員		筑波地区と東京地区の間で、一般貸出対象の図書を取り寄せることができます。(無料)→詳細
図書購入			
学生希望図書申込	学生のみ		学生の方が、図書館資料として加えて欲しい図書を推薦することができます。→注意事項、→採択結果
図書購入依頼(教員用)	教員のみ	利用登録	校費による図書購入依頼ができます。 図書館システム、丸善Knowledge Worker、紀伊國屋書店Book Web Proが利用できます。→詳細
教育用図書(シラバス)推薦 *受付期間: 3/2-11/30	教員のみ		図書館未所蔵のシラバス掲載図書について推薦する事ができます。(受付期間限定)→詳細
その他教員専用			
校費 利用登録	教員のみ		2006年3月以前に「予算登録コード」を取得され、まだWebサービス利用登録を行なっていない方は、こちらからお申込み下さい。

2　優れた点及び改善を要する点等

優れた点

・ 本学法科大学院は、インテリジェンス・ビル内にあり、高速インターネット通信のインフラが構築されている。最新の AV 設備を備え、パソコン・プリンター等を常備し、有線・無線の LAN に対応し、またパワーポイント等を用いた授業も可能となっている。
・ 講義室・ゼミ室、教員室、図書・自習室は、法科大学院の目的に照らし、十分な教育及び研究効果をあげるために相応しい設備が備わっている。
・ セキュリティ・カードによる 24 時間の入退室システムを導入しており、夏季および冬季休暇中も図書・自習室の利用を可能としている。
・ 学生が有職の夜間社会人あるという特徴からそのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境を整備している。

　無料で電子メールにより学生・教員及び学生の相互間で連絡をとることができる。また、重要な情報は、本学法科大学院の Web サイトの掲示板にアップされている。講義によって、その資料・レジュメなどは、同 Web サイトにアップされている。「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースを導入している。また、①遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールのシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、および③リーガルクリニック用日程管理システムを導入し、夜間社会人学生の持つ時間的ハンデを解消するための学習支援システムを構築している。

　学生及び教員は、本学法科大学院の LAN ネットワーク（学外からもアクセス可能）にアクセスして、以上すべてのシステムやプログラムを利用することができる。

改善を要する点

　本学法科大学院の図書室の蔵書については、学生からの要望を中心に、毎年相当数の補充がなされてきたが、更なる充実が必要であろう。

　なお、学生からの意見を採りいれるため、意見箱を設置し、学生からの声に可能な限り対応してきた。学生一人ひとりの専用自習キャレルの確保の要望が出されているが、図書室内に自習室があり図書の散逸の可能性があること、また、今後卒業生の施設利用の希望への対応が必要となることなどの理由で、この要望の実現は難しい。また、自習室に近接して鍵のかかるロッカーを設置して欲しいとの要望が出されているが、これも図書室内に自習室があるため図書の散逸の可能性があることなどから実現が困難である。さらに、キャレル・デスクのスペースが若干狭いことの問題も指摘されているが、図書・自習室の全体のスペースからみて、これ以上のスペースの確保は困難と思われる。

「法科大学院認証評価（本評価）自己評価書」別添資料一覧

No.	資　料　名
1	別紙２（別紙様式１）開講授業科目一覧
2	別紙２（別紙様式２）学生数の状況
3	別紙２（別紙様式３）教員一覧
4	別紙２（別紙様式４）科目別専任教員数一覧
5	2008 年度筑波大学法科大学院シラバス
6	2009 年度筑波大学法科大学院シラバス
7	平成 21 年度筑波大学大学院便覧（東京キャンパス）
8	教務に関わる事項
9	筑波大学大学院学則
10	ビジネス科学研究科の教育に関する細則
11	ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規
12	平成 21 年度集中講義等日程一覧
13	平成 20 年度休講・補講一覧
14	学内者専用ページによる休講・補講掲示
15	リーガルクリニック実施要綱ほか
16	平成 21 年度筑波大学大学院ビジネス科学研究科専門職学位課程法曹専攻（法科大学院）科目等履修生募集要領
17	2007 年度筑波大学法科大学院成績評価の分布表
18	2008 年度筑波大学法科大学院成績評価の分布表
19	第 53 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）
20	第 52 回法曹専攻会議議事メモ（抜粋）
21	本学入学前に大学院において修得した単位の認定について（掲示文書）
22	筑波大学法科大学院ウェブサイト「修了要件」
23	2007 年度授業評価アンケート集計結果
24	2008 年度授業評価アンケート集計結果
25	平成 21 年度筑波大学東京キャンパス大学院入学式・オリエンテーション日程表、入学式配付物一覧
26	平成 21 年度筑波大学法科大学院オリエンテーション次第、配付資料一覧
27	チューターゼミの実施案内（掲示文書）ほか
28	国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程
29	国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則

30	国立大学法人筑波大学任用手続等に関する法人細則
31	国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則
32	非常勤講師の任用についての申合せ
33	専任、兼担及び兼任の手続きに関するフロー
34	ビジネス科学等支援室組織図
35	平成 21 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について
36	ビジネス科学研究科法曹専攻教員会議に関する申合せ
37	研修実施体系ほか
38	平成 20 年度法曹専攻決算報告、平成 21 年度法曹専攻予算案
39	平成 20 年度教育支援重点経費（教育経費：予備費）の配分について
40	筑波大学ファカルティ・ディベロップメント委員会委員名簿（平成 21 年度）
41	筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ
42	筑波大学法科大学院有識者会議議事要旨
43	平成 21 年度筑波大学東京キャンパス＜社会人のための夜間大学院＞
44	筑波大学概要　平成 21 年度
45	大学院案内　2010
46	平成 21 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項
47	ビジネス科学研究科入学試験実施委員会に係る申合せ
48	自己点検評価委員会議事録